

横須賀ごみ処理施設  
環境影響予測評価書案についての  
意見の概要及び当該意見に対する見解

平成26年1月

横 須 賀 市





意見・見解書

平成26年1月24日

神奈川県知事 殿

郵便番号 238-8550

住 所 横須賀市小川町11番地

名 称 横須賀市

代表者 横須賀市長 吉田 雄人

電話番号 046-822-4000 (代表)



神奈川県環境影響評価条例第18条第1項の規定により次のとおり提出します。

対象事業の名称	横須賀ごみ処理施設	
意見書の番号	意見の概要	意見に対する見解
1 ~ 361	別添のとおり	別添のとおり



－ 本書の閲覧にあたって －

(1) 閲覧の要領

意見書番号及び掲載ページを記載した一覧表を下に掲載しました。同じ内容の意見については、まとめて記載しております。また、意見に対する事業者の見解は意見書ごとに記載しましたので、意見書を提出された方は、意見に対する事業者の見解をご覧ください。なお、意見書番号は、本市が付したものです。

(2) 意見の概要の記載方法

意見の概要は、意見書に記載された意見を可能な範囲で原文に忠実に掲載させていただきました。

なお、意見書に記載された個人情報や著作権等に係る資料については、本意見・見解書への記載を控えさせていただきました。意見書の原本については、本市にお問い合わせください。

意見書の番号	掲載ページ
1 ～ 4	4
5～314, 324～355	12
315	16
316	20
317	24
318	26
319	30
320	40
321	44
322	48
323	54
356	56
357	62
358	66
359	68
360	76
361	86

(3) 用語について

本書においては、使用頻度の高い用語をそれぞれ次のとおり簡略化しています。

なお、意見の概要については、意見書に記載された意見を可能な範囲で原文に忠実に掲載させていただきましたが、一部については、語句の表現等の統一を目的として、記載を変更している場合があります。

正式用語	簡略用語
神奈川県環境影響評価条例（昭和55年10月20日 神奈川県条例第36号）	条 例
神奈川県環境影響評価技術指針（平成10年2月6日 環審第73号）	技術指針
神奈川県環境影響評価審査会	審査会
横須賀ごみ処理施設	対象事業
横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価実施計画書	実施計画書
横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案	予測評価書案
横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書	予測評価書

(空白)

意見書の番号	意見の概要
1 ～ 4	<p>1. 大気汚染については、地域住民の一番の関心事であり不安でもあります。調査地点の選定方法については、実施区域周辺住民の理解が不可欠です。</p> <p>地域住民の健康と生活環境を守っていくため、大気汚染の調査は焼却施設に近い人家のある地点でも継続的に行う必要がある。</p>



## 意見に対する見解

### ■ 大気汚染の調査地点選定について

大気汚染の現地調査地点については、平成 23 年 10 月に「実施計画書」を神奈川県知事に提出し、その後住民の方々のご意見及び「審査意見書」の内容を踏まえて決定したもので、住宅が多く集まる住宅地を保全対象とし、拡散する煙突排ガスの影響を適切に把握できる実施区域周辺 5 地点（山科台公園、荻野小学校、西行政センター、大楠小学校、池上市民プラザ）、道路沿道 5 地点（平作、大矢部、山科台、武、芦名）を選定しております。

また、煙突排ガスの影響については、実煙突高が 59m あり、さらに煙突排ガスの浮力や吐出速度で煙が上昇するため、煙突排ガスによる周辺への影響の年平均値予測を行った結果では、煙突排ガスの影響が最も大きい地点（最大着地濃度地点）は実施区域から南南西に約 1,900m となっております。最大着地濃度地点においても、煙突排ガスの寄与濃度（浮遊粒子状物質：0.000034mg/m<sup>3</sup>）は現在の環境濃度（浮遊粒子状物質濃度：0.020mg/m<sup>3</sup>）に対して寄与率 0.2% であるため、煙突排ガスによる生活環境への影響は小さいと考えております。他の地点についても、最大着地濃度地点よりも濃度は低くなると考えられ、煙突排ガスによる周辺の生活環境への影響は小さいと考えております。

### ■ 事後調査及びモニタリングについて

事後調査については、煙突排ガスの影響が最も大きくなると考えられる最大着地濃度地点付近で 7 日間ごとの四季観測を実施することにより、大気への影響を把握することができると考えております。また、焼却施設においては煙突排ガスに含まれる大気汚染物質（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等）のモニタリングを実施する予定です。

意見書の番号	意見の概要
1 ～ 4 続き	<p>2. &lt;横須賀市ごみ処理施設建設事業 環境影響予測評価書案のあらまし&gt;10～11ページの「道路交通騒音」に関する記述は、「環境基本法」に抵触するとともに、「環境影響評価（環境アセスメント）制度」の趣旨に反するものである。</p> <p>道路交通騒音が現状でも環境基準値を上回っている地点は、供用開始後更なる生活環境悪化が予測されるにもかかわらず、「関係車両の走行による実施区域周辺の生活環境への影響は小さいと考えます。」との評価書案は、横須賀市のコンプライアンス違反となる。</p> <p>行政は法令を順守し、市民の健康と良好な生活環境維持に努めなければならない。</p>

## 意見に対する見解

### ■環境基準を超えた地点の道路交通騒音について

現地調査の結果、道路交通騒音は、関係車両が走行する昼間（6時～22時）について、平作地点（坂本芦名線）、芦名地点（国道134号）の2地点において環境基準値を超えていました。

本事業の関係車両の走行に伴う道路交通騒音を低減するため、以下の環境保全対策を講じることとしています。

- ・可燃ごみ収集工程の調整により、可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努める。
- ・定常稼働時及び定期点検時の関係者の通勤においては、乗り合い等により通勤車両台数を低減する。
- ・急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップにより、発生騒音の低減に努める。

対象事業における関係車両の交通量は、供用開始後（既設道路改修前）において、平作地点で490台/日（往復）、芦名地点で35台/日（往復）であり、この交通量による騒音レベルでの増加分は、平作地点で0.8デシベル、芦名地点で0.1デシベルと、1デシベル未満となっています。

以上から、環境保全対策を実施することにより、関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は実行可能な範囲で低減され、環境の保全等についての配慮が適正になされていると考えております。

意見書の番号	意見の概要
1 ～ 4 続き	<p>3. 現状、横浜横須賀道路と坂本芦名線が交差するガード内の道路騒音は、平作4丁目1番20号方向へ集中的に伝わっている。施設供用開始後関係車両の増加に伴う走行車両の騒音被害増加が予測されるが、調査・対策が全く検討されていない。</p>

## 意見に対する見解

### ■ ガード内の道路交通騒音の影響について

横浜横須賀道路と坂本芦名線が交差するガード開口部から当該地域（平作4丁目1番20号）までの距離は約200m以上離れているため、ガード開口部からの騒音レベルは、距離により十分減衰するものと推測されます。

また、環境騒音の現地調査の結果、坂本芦名線の北側の平作地内における騒音レベルは、昼間（6時～22時）で46デシベルであり、環境基準値55デシベル（6時～22時）以下となっています。予測では、関係車両の走行による道路沿道における平作地点の騒音レベルでの増加分も、0.8デシベルと、1デシベル未満となっています。

なお、本事業の関係車両の走行に伴う道路交通騒音を低減するため、以下の環境保全対策を講じることとしています。

- ・可燃ごみ収集工程の調整により、可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努める。
- ・定常稼働時及び定期点検時の関係者の通勤においては、乗り合い等により通勤車両台数を低減する。
- ・急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップにより、発生騒音の低減に努める。

以上より、当該地域に対する関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は実行可能な範囲で低減され、環境保全等についての配慮が適正になされていると考えております。

意見書の番号	意見の概要
1 ～ 4 続き	<p>4. 谷戸地形の底に位置する平作川越水橋上流地域は、現状でも無風・気温低下時に車の排気ガスが滞留しやすい。大気汚染の予測評価にあたっては、三浦半島独特の地形を考慮する必要がある。</p> <p>以上の理由により、今回の「環境影響予測影響評価書案」の内容は不十分であり、再評価実施を要求します。</p>

## 意見に対する見解

### ■大気汚染における自動車排気ガスの影響について

平作川越水橋上流地域においては、道路沿道大気現地調査地点（予測評価書案 P. 198 に記載）として 1 地点を選定し暖候期（8 月）及び寒候期（1 月）についてそれぞれ 7 日間の大気質の測定を行っております。その結果、二酸化窒素の日平均値は暖候期で 0.003～0.011ppm、寒候期で 0.014～0.030ppm であり、環境基準（1 時間値の日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること）を満足しております。

また、工事車両及び関係車両が走行する際は、環境への影響を可能な限り低減させるため以下の対策を実施いたします。

- ・工事工程及び可燃ごみ収集工程の調整により、資材運搬車両及び可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努める。
- ・工事関係者及び定常稼働時及び定期点検等時の関係者の通勤においては、乗り合い等により通勤車両台数を低減する。
- ・急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップにより、汚染物質排出の低減に努める。
- ・可燃ごみ収集車両は CNG 車等の低排出ガス車への転換を促進し、汚染物質排出の低減に努める。

道路沿道周辺地域の地形影響を考慮した予測・評価は行っておりませんが、無風も含めた気象条件による年平均値の予測で、最も影響が大きくなる道路端においても、関係車両による二酸化窒素の寄与濃度は 0.000471ppm、寄与率は 2.9% となり影響は可能な限り低減されています。

### ■大気汚染における地形影響の考慮について

煙突排ガスの大気汚染に係る予測・評価においては、三浦半島独特の地形を考慮するため、一般的に大気汚染の予測に使われる大気拡散モデル（ブルーム・パフ式）による年平均値予測結果に対し、風洞実験で得られた地形の影響を考慮することで予測・評価を行いました。よって、大気汚染の予測・評価においては三浦半島独特の地形影響を考慮した結果であると考えております。

意見書の番号	意見の概要
5 ～ 314, 324 ～ 355	1. 大気汚染については、地域住民の一番の関心事であり不安でもあります。調査地点の選定方法については、実施区域周辺住民の理解が不可欠です。 地域住民の健康と生活環境を守っていくため、大気汚染の調査は焼却施設に近い人家のある地点でも継続的に行う必要がある。



## 意見に対する見解

### ■大気汚染の調査地点選定について

大気汚染の現地調査地点については、平成 23 年 10 月に「実施計画書」を神奈川県知事に提出し、その後住民の方々のご意見及び「審査意見書」の内容を踏まえて決定したもので、住宅が多く集まる住宅地を保全対象とし、拡散する煙突排ガスの影響を適切に把握できる実施区域周辺 5 地点（山科台公園、荻野小学校、西行政センター、大楠小学校、池上市民プラザ）、道路沿道 5 地点（平作、大矢部、山科台、武、芦名）を選定しております。

また、煙突排ガスの影響については、実煙突高が 59m あり、さらに煙突排ガスの浮力や吐出速度で煙が上昇するため、煙突排ガスによる周辺への影響の年平均値予測を行った結果では、煙突排ガスの影響が最も大きい地点（最大着地濃度地点）は実施区域から南南西に約 1,900m となっております。最大着地濃度地点においても、煙突排ガスの寄与濃度（浮遊粒子状物質：0.000034mg/m<sup>3</sup>）は現在の環境濃度（浮遊粒子状物質濃度：0.020mg/m<sup>3</sup>）に対して寄与率 0.2% であるため、煙突排ガスによる生活環境への影響は小さいと考えております。他の地点についても、最大着地濃度地点よりも濃度は低くなると考えられ、煙突排ガスによる周辺の生活環境への影響は小さいと考えております。

### ■事後調査及びモニタリングについて

事後調査については、煙突排ガスの影響が最も大きくなると考えられる最大着地濃度地点付近で 7 日間ごとの四季観測を実施することにより、大気への影響を把握することができると考えております。また、焼却施設においては煙突排ガスに含まれる大気汚染物質（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等）のモニタリングを実施する予定です。

意見書の番号	意見の概要
5 ～ 314, 324 ～ 355 続き	<p>2. &lt;横須賀市ごみ処理施設建設事業 環境影響予測評価書案のあらまし&gt;10～11ページの「道路交通騒音」に関する記述は、「環境基本法」に抵触するとともに、「環境影響評価（環境アセスメント）制度」の趣旨に反するものである。</p> <p>道路交通騒音が現状でも環境基準値を上回っている地点は、供用開始後更なる生活環境悪化が予測されるにもかかわらず、「関係車両の走行による実施区域周辺の生活環境への影響は小さいと考えます。」との評価書案は、横須賀市のコンプライアンス違反となる。</p> <p>行政は法令を順守し、市民の健康と良好な生活環境維持に努めなければならない。</p> <p>以上の理由により、今回の「環境影響予測影響評価書案」の内容は不十分であり、再評価実施を要求します。</p>

## 意見に対する見解

### ■環境基準を超えた地点の道路交通騒音について

現地調査の結果、道路交通騒音は、関係車両が走行する昼間（6時～22時）について、平作地点（坂本芦名線）、芦名地点（国道134号）の2地点において環境基準値を超えていました。

本事業の関係車両の走行に伴う道路交通騒音を低減するため、以下の環境保全対策を講じることとしています。

- ・可燃ごみ収集工程の調整により、可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努める。
- ・定常稼働時及び定期点検時の関係者の通勤においては、乗り合い等により通勤車両台数を低減する。
- ・急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップにより、発生騒音の低減に努める。

対象事業における関係車両の交通量は、供用開始後（既設道路改修前）において、平作地点で490台/日（往復）、芦名地点で35台/日（往復）であり、この交通量による騒音レベルでの増加分は、平作地点で0.8デシベル、芦名地点で0.1デシベルと、1デシベル未満となっています。

以上から、環境保全対策を実施することにより、関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は実行可能な範囲で低減され、環境の保全等についての配慮が適正になされていると考えております。

意見書の番号	意見の概要
315	<p>1. 大気汚染については、地域住民の一番の関心事であり不安でもあります。調査地点の選定方法については、実施区域周辺住民の理解が不可欠です。</p> <p>地域住民の健康と生活環境を守っていくため、大気汚染の調査は焼却施設に近い人家のある地点でも継続的に行う必要がある。(特に、衣笠中学、城北小、池上小、池上中、城北幼、平作保などで必要)</p>

## 意見に対する見解

### ■大気汚染の調査地点選定について

大気汚染の現地調査地点については、平成 23 年 10 月に「実施計画書」を神奈川県知事に提出し、その後住民の方々のご意見及び「審査意見書」の内容を踏まえて決定したもので、住宅が多く集まる住宅地を保全対象とし、拡散する煙突排ガスの影響を適切に把握できる実施区域周辺 5 地点（山科台公園、荻野小学校、西行政センター、大楠小学校、池上市民プラザ）、道路沿道 5 地点（平作、大矢部、山科台、武、芦名）を選定しております。

また、煙突排ガスの影響については、実煙突高が 59m あり、さらに煙突排ガスの浮力や吐出速度で煙が上昇するため、煙突排ガスによる周辺への影響の年平均値予測を行った結果では、煙突排ガスの影響が最も大きい地点（最大着地濃度地点）は実施区域から南南西に約 1,900m となっております。最大着地濃度地点においても、煙突排ガスの寄与濃度（浮遊粒子状物質：0.000034mg/m<sup>3</sup>）は現在の環境濃度（浮遊粒子状物質濃度：0.020mg/m<sup>3</sup>）に対して寄与率 0.2% であるため、煙突排ガスによる生活環境への影響は小さいと考えております。他の地点（衣笠中学、城北小、池上小、池上中、城北幼、平作保）についても、最大着地濃度地点よりも濃度は低くなると考えられ、煙突排ガスによる周辺の生活環境への影響は小さいと考えております。

### ■事後調査及びモニタリングについて

事後調査については、煙突排ガスの影響が最も大きくなると考えられる最大着地濃度地点付近で 7 日間ごとの四季観測を実施することにより、大気への影響を把握することができると考えております。また、焼却施設においては煙突排ガスに含まれる大気汚染物質（ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物、塩化水素等）のモニタリングを実施する予定です。

意見書の番号	意見の概要
315	<p>2. &lt;横須賀市ごみ処理施設建設事業 環境影響予測評価書案のあらまし&gt;10～11ページの「道路交通騒音」に関する記述は、「環境基本法」に抵触するとともに、「環境影響評価（環境アセスメント）制度」の趣旨に反するものである。</p> <p>道路交通騒音が現状でも環境基準値を上回っている地点は、供用開始後更なる生活環境悪化が予測されるにもかかわらず、「関係車両の走行による実施区域周辺の生活環境への影響は小さいと考えます。」との評価書案は、横須賀市のコンプライアンス違反となる。</p> <p>行政は法令を順守し、市民の健康と良好な生活環境維持に努めなければならない。</p> <p>以上の理由により、今回の「環境影響予測影響評価書案」の内容は不十分であり、再評価実施を要求します。</p>

## 意見に対する見解

### ■環境基準を超えた地点の道路交通騒音について

現地調査の結果、道路交通騒音は、関係車両が走行する昼間（6時～22時）について、平作地点（坂本芦名線）、芦名地点（国道134号）の2地点において環境基準値を超えていました。

本事業の関係車両の走行に伴う道路交通騒音を低減するため、以下の環境保全対策を講じることとしています。

- ・可燃ごみ収集工程の調整により、可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努める。
- ・定常稼働時及び定期点検時の関係者の通勤においては、乗り合い等により通勤車両台数を低減する。
- ・急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップにより、発生騒音の低減に努める。

対象事業における関係車両の交通量は、供用開始後（既設道路改修前）において、平作地点で490台/日（往復）、芦名地点で35台/日（往復）であり、この交通量による騒音レベルでの増加分は、平作地点で0.8デシベル、芦名地点で0.1デシベルと、1デシベル未満となっています。

以上から、環境保全対策を実施することにより、関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は実行可能な範囲で低減され、環境の保全等についての配慮が適正になされていると考えております。

意見書の番号	意見の概要
316	<p>1. 水質汚濁について、池の整備と河川浄化</p> <p>ごみ焼却場敷地内の雨水は沢山池に流すとアセス案の図（P.115）に書かれています。</p> <p>今現在でも沢山池流出口でダイオキシンや大腸菌の数値は夏季（大腸菌は秋・冬季も）環境基準を上まわっています。まして沢山池周辺の谷に降りたダイオキシンやPM2.5、二酸化イオウ、二酸化窒素等が集約されて、水質が複合汚染される恐れがあります。説明会（西行政センター）では沢山池流出口の汚染は池の魚の死がいや鳥の糞が原因だと言っていました。</p> <p>基準値を越える季節があるなら今後も調査が必要だし、水質浄化対策を施すことが大切だと思います。</p> <p>数年後、新焼却場が稼働し、水質が悪化するのを見越して沢山池の借上げまたは買い上げを行い浄化施設を施し、池の浄化と整備をしていってはいかがでしょうか。</p> <p>荻野川の水質浄化対策が必要と考えます。</p>



## 意見に対する見解

### ■水質汚濁について

夏季の現地調査時は、沢山池の水量は非常に少なく、沢山池流出口の流量も少なくなっており、他の季節と比較して水の濁りも多くなっていたため、濁りに含まれるダイオキシン類が検出された結果、環境基準値を上回ったと考えられます。水質のダイオキシン類については、年平均値で評価することとなっており、今回、沢山池流出口の四季の測定結果の年平均値は、環境基準を満たしておりました。また、水質の状況を把握するために、沢山池流出口の水質の現地調査を行っておりますが、沢山池流出口については、環境基準の水域類型指定がないため、大腸菌群数等の生活環境項目については、環境基準との比較・評価は行われなないこととなります。

なお、現在、沢山池は民間の所有地となっており、遊水池として活用されています。

廃棄物処理施設敷地内の雨水は雨水調整池を経て沢山池へ流れますが、本施設において発生する排水の内、生活排水は公共下水道へ排水し、また、プラント系排水も排水処理後、公共下水道へ排水するため、水質汚濁について沢山池等の周辺環境への影響は回避されています。

また、清掃工場周辺において煙突排ガス中の大気汚染物質が水質へ影響を及ぼす可能性は、ほとんどなく、実施計画書においても評価対象として取り上げておりません。

なお、煙突排ガスについては、バグフィルタ等の環境保全対策を講じることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等について環境基準値を下回っております。よって、周辺の池や河川の水質に対して、煙突排ガスの影響が問題になることはないと考えます。

本施設の稼働に伴い、周辺の生活環境への水質汚濁の影響を及ぼす可能性はほとんどないと考えているため、水質汚濁の事後調査等も行わないこととしております。

意見書の番号	意見の概要
316 続き	<p>2. 大気汚染について（水銀汚染）</p> <p>2013年ごみ焼却場に大量の水銀が入り、東京都で数カ所の焼却施設が停止しました。今回横須賀でのアセスは焼却施設の水銀についてふれていないし、説明会（西行政センター）では基準値そのものもない、とのことでした。東京都の焼却施設は水銀が中枢神経や脳への障害の心配があるからこそ独自に環境基準を決め、対策をしています。</p> <p>横須賀の新処理施設については先進的な他の自治体を見習って基準をつくり、水銀を除けるようなフィルター等の施設設置をすべきと考えます。まして、新焼却場は燃えるごみに加え、廃プラスチックも焼却する施設です。水銀血圧計には50gの水銀が含まれ、東京では一度に4台か、200g以上持ち込まれたようです。袋に入れたら分かるはずもありません。</p> <p>説明会の回答では水銀対策は「ごみ分別の啓蒙をする」、「ごみの内容を見る・分ける」とのことでした。全く、水銀対策としてはお粗末というしかありません。</p> <p>新施設を整備するなら、「せめて東京なみに！」それ以上に他の自治体のお手本となるように水銀も重金属も規制を徹底してほしい。</p> <p>水銀の基準づくりとその対策をするべきです。</p>

## 意見に対する見解

### ■水銀汚染対策について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設です。現在、一般家庭において、水銀及び水銀を利用した製品は、蛍光管を除きほぼ利用されておりません。過去に利用された体温計等の水銀を含む製品を廃棄物として出す場合の市民への注意喚起の啓発を継続的に実施するとともに、廃棄物の収集職員や不燃ごみ選別等施設の運転（投入）職員の目視による監視強化と教育を徹底し、施設への水銀の混入防止を強化します。廃蛍光管については、今後、収集方式を含め適切に回収し、資源化を実施できるよう委託処理等についての検討を実施しています。

また、現有の南処理工場でも煙突排ガス中の水銀濃度を定期的に測定しておりますが、平成24年度の測定では煙道出口における水銀濃度は最大で $0.010\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ であり、これは東京都の清掃工場の自己規制値である $0.05\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ を下回る値です。本施設でも南処理工場と同様に、水銀濃度の定期的な測定を実施し、数値の確認をいたします。

意見書の番号	意見の概要
317	<p><b>水質汚濁について（池の整備と河川浄化）</b></p> <p>ごみ焼却場敷地内の雨水は沢山池に流すとアセス案に書かれています。今現在でも沢山池流出口でダイオキシンや大腸菌の数値は夏季に環境基準を上まわっています。まして沢山池周辺の谷に降りたダイオキシンやPM2.5、二酸化イオウ、二酸化窒素等が集約されて、水質が複合汚染される恐れがあります。説明会（西行政センター）では沢山池流出口の汚染は池の魚の死がいや鳥の糞が原因だといっていました。</p> <p>基準値を越える季節があるなら調査が必要だし、水質浄化対策を施すことが大切だと思います。数年後、新焼却場が稼働し、水質が悪化するのを見越して沢山池の借上げ、または買い上げを行い、浄化施設を施し池の浄化と整備をしていってはいかがでしょうか。</p> <p>荻野川の水質浄化対策が必要と考えます。</p>

## 意見に対する見解

### ■水質汚濁について

夏季の現地調査時は、沢山池の水量は非常に少なく、沢山池流出口の流量も少なくなっており、他の季節と比較して水の濁りも多くなっていたため、濁りに含まれるダイオキシン類が検出された結果、環境基準値を上回ったと考えられます。水質のダイオキシン類については、年平均値で評価することとなっており、今回、沢山池流出口の四季の測定結果の年平均値は、環境基準を満たしておりました。また、水質の状況を把握するために、沢山池流出口の水質の現地調査を行っておりますが、沢山池流出口については、環境基準の水域類型指定がないため、大腸菌群数等の生活環境項目については、環境基準との比較・評価は行われなないこととなります。

なお、現在、沢山池は民間の所有地となっており、遊水池として活用されています。

廃棄物処理施設敷地内の雨水は雨水調整池を経て沢山池へ流れますが、本施設において発生する排水の内、生活排水は公共下水道へ排水し、また、プラント系排水も排水処理後、公共下水道へ排水するため、水質汚濁について沢山池等の周辺環境への影響は回避されています。

また、清掃工場周辺において煙突排ガス中の大気汚染物質が水質へ影響を及ぼす可能性は、ほとんどなく、実施計画書においても評価対象として取り上げておりません。

なお、煙突排ガスについては、バグフィルタ等の環境保全対策を講じることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等について環境基準値を下回っております。よって、周辺の池や河川の水質に対して、煙突排ガスの影響が問題になることはないと考えます。

本施設の稼働に伴い、周辺の生活環境への水質汚濁の影響を及ぼす可能性はほとんどないと考えているため、水質汚濁の事後調査等も行わないこととしております。

意見書の番号	意見の概要
318	<p>1. 大気汚染について</p> <p>(1) 水銀汚染</p> <p>2013年、ごみ焼却場に大量の水銀が入り東京都で数カ所の焼却施設が停止しました。今回横須賀でのアセスは、焼却施設の水銀についてふれていないし、説明会（西行政センター）では、基準値そのものもない、とのことでした。東京都の焼却施設は水銀が中枢神経や脳への障害の心配があるからこそ独自に環境基準を決め、対策をしています。</p> <p>横須賀の新処理施設については、先進的な他の自治体を見習って、基準をつくり、水銀を除けるようなフィルター等の施設設置をすべきと考えます。まして新焼却場は燃えるごみに加え、廃プラスチックも焼却する施設です。水銀血圧計には50gの水銀が含まれ、東京では一度に4台か、200g（4台×50g）以上持ち込まれたようです。袋に入れたら分かるはずありません。</p> <p>説明会の回答では水銀対策は『ごみ分別の啓蒙をする』、『ごみの内容を見る・分ける』とのことでした。全く、水銀対策としてはお粗末というしかありません。</p> <p>新施設を整備するなら、『せめて東京なみに！』それ以上に他の自治体のお手本となるように水銀も重金属も規制を徹底してほしい。</p> <p>水銀の基準づくりとその対策をするべきです。</p> <p>(2) 排ガスと煙突の高さ</p> <p>長坂射撃場付近に二酸化イオウ、PM2.5、ダイオキシン類の最大着地濃度が高くなり、排ガスが降りてくる結果になりました（アセス案P. 628, P. 630, P. 631）。住んでいる地域の人にとっては毎日の生活ことで、微量とはいえ問題です。周辺地形が影響するのならば、海まで排ガスをとばせる煙突の高さが必要と考えます。煙突を高くしたときのシミュレーションをし、公開してほしいと思います。航空法60mの規制にこだわらず、住民の健康安全を第一に考え規制をクリアしてほしいと思います。山の上には、高い塔はいろいろ見られます。『高さこそ最大の安全策』と今の現状で考えるは当然のことです。ぜひ煙突の高さをアセスの結果をもとに論議していただきたいと思います。</p>

## 意見に対する見解

### ■水銀汚染対策について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設です。現在、一般家庭において、水銀及び水銀を利用した製品は、蛍光管を除きほぼ利用されておりません。過去に利用された体温計等の水銀を含む製品を廃棄物として出す場合の市民への注意喚起の啓発を継続的に実施するとともに、廃棄物の収集職員や不燃ごみ選別等施設の運転（投入）職員の目視による監視強化と教育を徹底し、施設への水銀の混入防止を強化します。廃蛍光管については、今後、収集方式を含め適切に回収し、資源化を実施できるよう委託処理等についての検討を実施しています。

また、現有の南処理工場でも煙突排ガス中の水銀濃度を定期的に測定しておりますが、平成24年度の測定では煙道出口における水銀濃度は最大で0.010mg/m<sup>3</sup>Nであり、これは東京都の清掃工場の自己規制値である0.05mg/m<sup>3</sup>Nを下回る値です。本施設でも南処理工場と同様に、水銀濃度の定期的な測定を実施し、数値の確認をいたします。

### ■煙突高さの影響について

本施設の煙突高59mは、施設建設に係るコストや航空法を考慮したうえで、大気汚染の影響を可能な限り低減できる高さとして、平成23年度に作成した「新ごみ処理施設整備基本計画」において計画した高さです。その後、住民と行政による対策協議の場として設立した「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」での協議の上で、煙突高59mと決定いたしました。さらに、大気汚染に関しては影響を可能な限り低減させるため、煙突排ガスについて日本一厳しい計画目標値を設定しております。

予測評価書案では煙突高が59mの場合について、煙突排ガスが実施区域の周辺地域にどの程度の影響を与えるのかを予測・評価しております。

予測評価書案では風洞実験により地形影響を考慮した場合でも、最も影響の大きい地点でも煙突排ガスの寄与濃度（二酸化窒素濃度：0.000038ppm）は現在の環境濃度（二酸化窒素濃度：0.013ppm）に対して寄与率0.3%であり、環境基準も満足しております。よって、煙突高が59mの場合においても、煙突排ガスによる周辺的生活環境への影響は小さいと考え、異なる煙突高での予測・評価を行う必要はないと考えております。

意見書の番号	意見の概要
318 続き	<p>2. 水質汚濁について</p> <p><b>池の整備と河川浄化</b></p> <p>ごみ焼却場敷地内の雨水は沢山池に流すとアセス案の図（P.115）にかかれています。</p> <p>今現在でも沢山池流出口でダイオキシンや大腸菌の数値は夏季（大腸菌は秋・冬季も）環境基準を上まわっています（P.245, P.246）。まして沢山池周辺の谷に降りたダイオキシンやPM2.5、二酸化イオウ、二酸化窒素等が集約されて、水質が複合汚染される恐れがあります。説明会（西行政センター）では沢山池流出口の汚染は池の魚の死がいや鳥の糞が原因だといっていました。</p> <p>基準値を越える季節があるのなら、今後も調査が必要だし、水質浄化対策を施すことが大切だと思います。</p> <p>数年後、新焼却場が稼働し、水質が悪化するのを見越して沢山池の借上げ、または買い上げを行い、浄化施設を施し池の浄化と整備をしていってはいかがでしょうか。</p> <p>荻野川の水質浄化対策が必要と考えます。</p>



## 意見に対する見解

### ■水質汚濁について

廃棄物処理施設敷地内の雨水は雨水調整池を経て沢山池へ流れますが、本施設において発生する排水の内、生活排水は公共下水道へ排水し、また、プラント系排水も排水処理後、公共下水道へ排水するため、水質汚濁について沢山池等の周辺環境への影響は回避されています。

また、全国の清掃工場周辺において煙突排ガス中の大気汚染物質が水質へ影響を及ぼした事例はなく、技術指針等でも評価対象として取り上げていません。

なお、煙突排ガスについては、バグフィルタ等の環境保全対策を講じることにより、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類等について環境基準値を下回っております。よって、周辺の池や河川の水質に対して、煙突排ガスの影響が問題になることはないと考えます。

本施設の稼働に伴い、周辺の生活環境への水質汚濁の影響を及ぼすことはないと考えているため、水質汚濁の事後調査等も行わないこととしております。

意見書の番号	意見の概要
319	<p><b>説明会の在り方について</b></p> <p>過日行われた「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価案説明会」に参加いたしました。衣笠、西部の2会場に伺いましたが、両会場とも80～90名前後の出席者、それもほとんどは時間に余裕のある定年退職後の方々でしたので、地元住民、それも最も関心を持って欲しい世代の少なさに拍子抜けする思いでした。</p> <p>私自身このような説明会は初めてですし、平作に住んでいるから関心があるというのが正直なところで、ごみ焼却施設建設は北部地区に決定しているとの認識でいたのです。いかに市の回報を見ていないかが判ってしまうというのですが、無関心の理由は、あながち怠け者の私に限ったことではないのではと思っています。</p> <p>というのも、今の子育て世代は、いわゆる日本最強時代をすごした団塊世代とは比較するべくも無いほどに、全ての面で余裕がないのだと思います。勤労者の約40%2,000万人を超える人がいわば日雇い同等なのですし、その半数以上の年収が200万円未満なのです。</p> <p>なおかつ、24時間稼働で企業利益を優先する雇用形態や、より便利な生活を求める社会を支える駒としての労働形態は、彼らの生活時間を切り刻み、私達退職世代が働いていた頃のような、曜日感覚、あるいは昼夜感覚を奪い去っているのではないのでしょうか。とても、市の施策に関心をよせる余裕もないし、まして説明会出席になど及ぶべくも無いのだとすると、従前の条例文面のままの説明会設定は、いずれ施策者によるアリバイ作りになっていくのでは思います。</p> <p>ネットはすでに限られた人たちの物ではなく、衰退の一途をたどるテレビ・新聞に変わる情報伝達手段です。子育て世代の多様な生活形態に対応できる、24時間アクセス可能な映像情報、文字情報そして多様なアーカイブの提供あるいはメルマガなど、評価予測説明としてのいろいろな手法はあると思うのです。</p> <p><b>調査会社の説明について</b></p> <p>説明に先立って紹介頂いた調査会社の方達への第一印象は事務室的な若い人たちというものでした。私は、配布された要約に記載された専門数値の意味もほとんどを理解できない不勉強で、また縦覧正本を見てもいけませんので無責任なことは言えませんが、素人には雲をつかむような未来予測が、全て「影響は少ないものと思われます」という抽象的な表現でまとめられ、重大な計画変更への指摘も無い、マニュアルに沿った結果ありきの報告のような印象を持ちました。</p> <p>参加者からの10件程度の質問への回答も、要約パンフレットの範囲を超えない、あるいは論点にずれのあるように思えるものでした。会議あるいは交渉ではないので結論は期待してはいませんでしたが、もう少し丁寧な時間設定が欲しかったです。</p> <p>せっかくのプロジェクトの写真画像が暗くて見にくかったのは残念です。調査会社はプレゼン・ソフトを活用してもっと丁寧な説明が出来たはずです。たとえば、三浦半島の地層、地誌などに関係つけた興味を引く説明がもっとあれば、現在の大量消耗型生活形態とゴミ施設の必要性そして未来世代の環境について、認識を深める機会となるのではと思いました。</p>

## 意見に対する見解

### ■ 予測評価書案に関する周知について

横須賀市では平成 25 年 11 月に「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案の内容及び説明会の開催についてのお知らせ」（以下、「お知らせ」）を作成し、周知を図る必要がある地域内に所在する一般家庭に対して各戸配布しております。また、地域内に所在する事務所、もしくは事業場をお持ちの事業者、又は法人その他の団体各位に対し、従業員並びに従事者の方に回覧・掲示等で、「お知らせ」の周知を要請いたしました。

また、横須賀市のホームページ上でも予測評価書案の内容が確認できるようにしており、その旨を「お知らせ」にも記載しております。

なお、周知を図る必要がある地域の設定については「神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準」（昭和 56 年 6 月 1 日 神奈川県告示第 489 号）に基づき行いました。

### ■ 説明会について

本事業の環境影響評価については条例に基づき、県の技術指針等を参考に作成された実施計画書の手法にもとづいて、調査・予測・評価を実施しております。住民説明会においては予測評価書案の概要をとりまとめた「横須賀ごみ処理施設建設事業環境影響予測評価書案のあらまし」を配布いたしましたが、そこには難解と思われる専門用語の説明をした「用語の解説」を記載しております。

また、住民説明会の時間については、説明及び質疑・応答を含めて約 2 時間ですが、一般的なものと考えております。

なお、説明会では、設定された時間の中で予測評価書案に記載された内容をお伝えしなければならないため、各項目について、必要なことはお伝えしていますが、説明は簡潔なものとしております。

今後、地元に対する説明会等においても、分かりやすい説明をするよう最善を尽くしていきたいと考えております。

意見書の番号	意見の概要
319 続き	<p><b>煙突の高さの影響について</b></p> <p>要約パンフレットには煙突の高さについての影響評価がなく、会場では風洞実験をしたとの報告がありましたが、調査者が何を評価検討したのかが不明でした。</p> <p>会場からの質問にたいしては、市担当者が回答されたものですが、煙突の高さについての説明として合理的とは言えないものでした。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 60mを超えると航空法の規制があるので地元と協議をして決定した。</li> <li>2. 南部工場は地上170mだが、今計画地の標高が110mなので、同程度の高さである。</li> </ol> <p>地上59mにしたことの理由として以上の2つでしたが、1、2共にゴミ焼却施設の環境性能と煙突の高さとの関係への説明としての合理性がありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 航空法の規制が煙突の高さを制限するかのような説明でした。また、航空法について地元住民と協議することに意味があるとは思えません。60mを超えたなら単に航空法に対応した設備をすればよいのではと思います。</li> </ol> <p>近傍には標高244mの大楠山、その山頂には40m前後の電波塔が数台、また三浦半島の山並みには高さ50m位の高圧送電鉄塔が立ち並んでいます。59mはそれらよりも低くなるでしょうから、当該煙突だけ航空法の規制によって低くする理由とはなり得ないのではないのでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2. 南部工場の煙突は建設計画時、地元住民との交渉により当初の計画を変更し、煙突からの降下物をより広範囲に希釈拡散するために数十メートル高くし、現在の170mにしたと聞いています。煙突の降下物拡散性能を決定するのは、その地上からの高さが最大の要素のはずです。また煙突の高さは、たとえ焼却機器の格段の進歩をもってしても、その能力を決める要因でもあるはずです。</li> </ol> <p>市「建設計画書pdf」にも煙突高さ決定についての説明は無いようです。合理的な説明を記載して、それにより環境評価を受けるべきだと思います。</p>

## 意見に対する見解

### ■煙突高さの影響について

本施設の煙突高 59m は、施設建設に係るコストや航空法を考慮したうえで、大気汚染の影響を可能な限り低減できる高さとして、平成 23 年度に作成した「新ごみ処理施設整備基本計画」において計画した高さです。その後、住民と行政による対策協議の場として設立した「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」での協議の上で、煙突高 59m と決定いたしました。さらに、大気汚染に関しては影響を可能な限り低減させるため、煙突排ガスについて日本一厳しい計画目標値を設定しております。

予測評価書案では煙突高が 59m の場合について、煙突排ガスが実施区域の周辺地域にどの程度の影響を与えるのかを予測・評価しております。

予測評価書案では風洞実験により地形影響を考慮した場合でも、最も影響の大きい地点でも煙突排ガスの寄与濃度（二酸化窒素濃度：0.000038ppm）は現在の環境濃度（二酸化窒素濃度：0.013ppm）に対して寄与率0.3%であり、環境基準も満足しております。よって、煙突高が59m の場合においても、煙突排ガスによる周辺的生活環境への影響は小さいと考え、異なる煙突高での予測・評価を行う必要はないと考えております。

意見書の番号	意見の概要
319 続き	<p><b>今回の風洞実験の有効性について</b></p> <p>調査された気象協会の得意部門ではと思いますが、説明は成る程と言うものではありませんでした。実験目的とは、机上計算では想定出来ない多様な要素に左右される、煙突からの降下物の飛散具合を、現実に近い実形態を用いて、実態的に確認することだと思えます。</p> <p>1/2000の模型での風洞実験に疑問をもちました。</p> <p>60mの煙突3センチです。つまりマッチ棒にも満たないのです。風速その他の関係数値も1/2000対応にしての実験に有効性はあるのでしょうか。たとえば、煙突からの煙を実態に模して出せるのでしょうか。内径1mm?ほどの細い筒から煙を出すには強く吹き込まなければならないはずで、実態を模すなどは出来ないのではと思えます。</p> <p>それゆえに、もし様々に「仮定」を設定しておかなければならないような実験であったのなら、それは実験ではなくなるのではと思えます。</p> <p>また、地域の年間を通しての風向は南南西～北北東との説明でしたが、であるのなら当然大楠山からの吹き降ろし、回り込み等によってある範囲に影響は出るはずです。風洞実験は煙突の高さを一義的に左右するものだろうと思えます。煙突の高さを2,3種変化させて実験してみれば、求めるべき評価は得られないのではと思えます。</p> <p>会場での模型写真のプロジェクター画面は暗く不鮮明で、「奥にあるのが煙突です」と説明しているご本人にも、はたして見えていたのでしょうか。(暗い画像の模型の中にあるだろう3センチのマッチ棒など見えるわけも無いのです)</p> <p>工業製品の風洞実験は極力実物大として、様々な「仮定」を排除しているから有効なのだと思います。</p>

## 意見に対する見解

### ■ 今回の風洞実験の有効性について

#### ○ 縮尺について

本実験では、焼却施設の煙突排ガスが地表に障害物のない平板実験と地形や建物を再現した模型実験と比較した場合、どのように変化するのか評価することを目的としています。

大気中における煙突排ガスの拡散現象を風洞実験で再現する場合には、実現象と風洞実験を相似する必要があります。風洞実験の相似には①模型の幾何学的相似、②気流条件の相似、③乱流条件の相似が必要となりますが、本実験では、「発電用原子炉施設の安全解析における放出源の有効高さを求めるための風洞実験実施基準：2003」（平成15年、社団法人日本原子力学会）（以下、「風洞実験実施基準」）に従っており、①②③の相似則を満たした実験となっております。本実験においては、煙突排ガスの影響範囲を考慮し、実施区域を中心とした2.7km範囲の地形及び建物を1/2000の大きさで再現しておりますが、「風洞実験実施基準」によれば、模型の縮尺は相似則及び風洞の閉塞率を考慮して1/3000以上とされており、本実験の縮尺はこれを満足するものとなります。

#### ○ 煙突からの煙の吐出速度について

トレーサーガスは実煙突高59mに浮力や吐出速度による上昇分を含めた高度(有効煙突高度)からΓ型煙突を用いて放出しており、Γ型煙突の内径はトレーサーガスの放出速度が一定の範囲に収まるよう直径4mmに設定しております。また、実際の煙突からの煙の吐出速度は、有効煙突高度を設定する際に考慮しております。

#### ○ 実験風向について

実施区域における現地調査の結果、年間で出現頻度の高い風向は北北東と南南西です。本実験では出現頻度の高いこの2つの風向と風上方向に大楠山が立地し、地形影響が大きいと考えられる西風について実験を行っております。西風の場合には地形の影響により濃度が高くなることを確認しており、その影響を考慮した予測・評価としております。

その結果、煙突排ガスの寄与濃度（二酸化窒素濃度：0.000038ppm）は現在の環境濃度（二酸化窒素濃度：0.013ppm）に対して寄与率は0.3%であり、環境基準も満足しております。

以上のことより、本風洞実験に対する有効性は妥当なものと考えております。

意見書の番号	意見の概要
319 続き	<p><b>宅地造成による雨水排水の影響について</b></p> <p>平作川は約40年前に、1時間当り60ミリ？ほどの集中豪雨によって上流域から下流域まで氾濫し、数百戸に床上浸水などの被害を出しました。その結果を受けて、神奈川県・横須賀市は護岸整備や河川遊水地などを施し、現在に至っています。</p> <p>が、以後近年まで、流域の宅地開発、特に上流域の宅地開発は当時の田畑林地の形状を一変し、もはや中流域と言うほどで、自然が持っていた雨水保水力は激減しました。でありながらも、上流平作川の断面容量はいわゆる上流域当時のままです。</p> <p>下水道が整備されたとはいえ、近年頻発する集中豪雨時には下水道のマンホール蓋が溢れ、道路を伝って川に流れ込む状態です。平作川の上流の容量は、これから予想される1時間130mm超などというゲリラ豪雨に対しては、限界を超えていることはないのでしょうか。</p> <p>今計画では平作川の源流の山そのものを開発してしまうのですから、平作川上流はもう自然の川とはいえず流量管理を計画的に行うべき排水施設なのだと思います。</p> <p>市「施設計画書pdf」には遊水地を設けて、宅地造成に伴う保水力喪失への対応が為されており、予測評価は現況比1.4%増であるとの報告となっております。</p> <p>が、単に1.4%増では十分な説明にはなっていないのではと思います。1時間数ミリの通常の降雨時での1.4%と1時間130mm超の1.4%あるいは1日500mm超の豪雨とでは実流量に決定的な違いがあります。どのような仮定の下の評価なのかの説明が必要です。</p> <p>また、地域住民にとって環境予測評価に求めるものは、1.4%増といった数値ではなく、河川改修の必要性の有無についての具体的な検討がなされたのかどうかなのです。</p> <p>近年の日本各地に起きている河川の氾濫は、神奈川県も例外では在りませんでした。1時間130mm超あるいは一日500mm超などの集中豪雨に対しての「想定外」は許されない状況になっていると思います。</p>



## 意見に対する見解

### ■ 雨水排水の影響について

事業実施区域の宅地の造成等による雨水が平作川方面へ流出することはないため、平作川への河川流量が増加するなどの影響はありません。

また、荻野川への河川流量の影響に関しては、宅地の造成における雨水排水量の予測においては、「神奈川県林地開発審査基準第9」より、「30年に1回あると考えられる降雨量」として当該地域の降雨強度141.6(mm/hr)を用いて算定しています。また、廃棄物処理施設の供用時には敷地内に道路や施設を設置するため、雨水調整池を設置し、急激な雨水排水への影響を低減しています。

なお、平作川の河川改修については本事業の対象外であり、宅地造成等による影響もないため検討しておりませんが、集中豪雨が発生した場合などは、今までと同様、横須賀市として注意の呼びかけを行うなど防災上の対応を行います。

意見書の番号	意見の概要
319 続き	<p><b>施設が放出する熱の影響について</b></p> <p>評価書要約パンフレットには記載されていないのですが、発生する熱エネルギーの15%ほどを発電に使った残りは、これから恒年にわたって周辺環境に放出されることとなります。</p> <p>植物への影響は必ず出ると思います。施設稼働前に、周辺の気温、水温、地中温度その他を計測しておくべきではと思います。</p> <p>例えば、深度地下水を汲み上げて、余剰熱で沸かし「新大楠温泉」？とし、いずれ横横道路の上り線にも入浴設備を儲けてはどうでしょう。新規排水設備の必要はありますが・・・</p> <p style="text-align: center;">おしまいに</p> <p>以上、素人が評価書案の正本も見ずに書き連ねましたので、報告書の真意を理解し損ねている部分はあると思います。が、全ての調査事項において一律「実施区域周辺の生活環境への影響は小さいものと考えます」との抽象的な表現の報告書は、一抹の不安をいだかせるものです。</p> <p>関係者の誰もが後日少しでも憂いを持つことのないような計画であり、なにより、後代の人に誇ることの出来るものであればいいなと思います。</p> <p style="text-align: center;">追 記</p> <p>ちなみに、ご近所や仕事仲間の6～7人に当該ごみ焼却施設建設計画について聞いて見たら、知っているのは葉山町民一人だけでした。</p>

## 意見に対する見解

### ■施設が放出する熱の影響について

対象事業では、排ガスの煙突での出口温度を 190℃と設定しています。この煙突排ガスの温度は、風下に流されるに従い急速に常温に近づきますので、これまでの全国の清掃工場の事例から、煙突排ガスの温度が周辺環境に影響を及ぼす可能性はほとんどありません。

### ■事業の説明のありかたについて

評価書案の内容も含めた本事業に関する内容につきましては、今後も地元で行われる説明会等においても、分かりやすい説明をするよう最善を尽くしていきたいと考えております。

意見書の番号	意見の概要
320	<p>1 大気汚染について</p> <ul style="list-style-type: none"><li>(1) 放射性物質</li><li>(2) PM2.5</li><li>(3) 有害重金属</li></ul> <p>評価項目に追加し、環境アセスメントのやり直しを求めます。</p> <p>市の職員は評価項目にないので調査はしていないと回答していましたが、それでは住民として容認はできません。</p>

## 意見に対する見解

### ■放射性物質について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設であり、産業廃棄物や放射性物質に汚染されたがれきの処理は行わないため、放射性物質を排出する可能性は少ないと考えております。

また、焼却施設内での放射性セシウムは高温で燃やされ、多くは揮発、もしくは液滴となって排ガスへ移動します。排ガスに移動した放射性セシウムは、主に塩化セシウムとして、ばいじんが付着すると考えられます。ばいじんはバグフィルタによって 99.9% 捕捉されるため、これまでの調査でバグフィルタを備えた焼却炉の煙突出口において煙突排ガスを測定した結果、放射性セシウムが検出されたことはありません。

南処理工場では焼却灰の放射能濃度を平成 23 年 6 月 30 日に、周辺環境（6 か所）の空間放射線量率を 6 月 29 日に測定を行い、7 月 1 日に結果を公表しました。その後、現在までおおよそ月 1 回の頻度で測定を行い、結果を公表しています。その結果、焼却灰の放射能濃度は放射性物質を含む廃棄物の埋め立て基準以下であり、施設周辺の空間放射線率も横須賀市内のモニタリングポストと同等の値となっております。

平成 24 年 1 月 1 日に完全施行された放射性物質汚染対処特措法では、南処理工場に放射性物質に関する測定の義務はありませんが、現在も自主的な取り組みとして測定を行い、結果を公表しております。本施設においても放射性物質に関する測定を継続し、公表を行います。

なお、横須賀市内には 18 基のモニタリングポストが設置されており、空間の放射線量を常時監視し、問題のないことが確認されております。

意見書の 番号	意見の概要
320 続き	

## 意見に対する見解

### ■PM2.5について

環境省は平成21年9月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を定めました。その際に、課題として、微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積に取り組むこと、より効果的な対策を検討することが示されたところです。従って、現段階では微小粒子状物質（PM2.5）に関する予測・評価の実施は困難な状況にあり、実施計画書でも評価項目として選定されておられません。

また、PM2.5の一次粒子を含むばいじん及びPM2.5の二次生成粒子の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の排出については現有の南処理工場よりも厳しい計画目標値を設定しており、環境への影響を低減する対策として最新の設備を導入するため、本施設の煙突排ガスによるPM2.5の環境への影響は小さいと考えております。

なお、PM2.5については平成25年度より西行政センターを含む横須賀市内の4か所にてモニタリングを開始しており、今後もモニタリングが実施されます。

### ■重金属類について

煙突排ガス中の重金属類については、分別が進んだことにより家庭等から出る燃せるごみの中に混入が少ないことや、燃焼において炉内で気化した重金属類も冷却塔で冷やされ固化することで、ばいじん等とともにバグフィルタで回収されるため、煙突排ガス中にはほとんど含まれません。なお、現有の南処理工場の煙道出口において、ばいじん中の重金属（鉛、カドミウム、マンガン、亜鉛）及び総水銀を測定した平成25年度の結果では、ばいじん中の重金属類はすべて定量下限値未満、総水銀は東京都の自己規制値を下回る値となっております。

以上より、煙突排ガス中の重金属類については将来も現状と同様の廃棄物収集区分であること、現有施設における煙突排ガスの測定結果を見ても問題ないことから評価項目として選定しておられません。

なお、重金属類については今後も南処理工場と同様に、定期的に測定を実施し、数値を確認いたします。

意見書の番号	意見の概要
321	<p>1. 活断層上に建設するとなると、地震の時に壊れないよう、建設施設の耐震性をどう設定し、どう審査するのかが問題となるが、その点の評価が不十分である。</p> <p>2. 毎年人口と、ごみの発生量が減っているのだから、360トン・日と固定的に処理量を設定すべきではない。また、稼働時は平成32年ころと予測されるから、さらにゴミ量は減っているはずである。 従って、現行計画のみでなく、処理量を固定せずに、360トン、330トン、300トンといくつか設定して、それに対応した影響を評価すべきであるが、なされていない。</p> <p>3. 大気汚染による周辺住民の人体、健康への影響が心配であるから、施設の稼働による影響項目につき、大気汚染に、重金属を加えるべきである。(南処理工場では周辺の学校の校庭で、鉛が検出された。)</p>



## 意見に対する見解

### ■建設施設の耐震性について

本施設の周辺に衣笠断層がありますが、本施設は断層上には建設しません。施設のプラント設備については、平成19年の官庁施設の総合耐震計画基準に基づく耐震安全性の分類においてI類の耐震設計を適用しています。I類とする建築物については、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものであり、通常の1.5倍の必要保有水平耐力を持つ構造となります。また、震度6以上の地震が発生した場合、緊急停止システムとして、プラントを安全に停止するシステムを採用し、安全側に作動するフェールセーフ設計とします。

### ■ごみ量の将来予測について

対象事業は、横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画に基づき、各市の役割分担や現状を踏まえて計画しています。計画目標年度である平成31年度の年間焼却量は98,878t（三浦市の一般ごみ、不燃ごみ等選別施設で生じる可燃性残さ・可燃性粗大ごみを含む）と予測しており、平成24年度の年間焼却量101,734tを下回る見通しです。

計画焼却施設の処理能力である約360t/日という値は、施設の最大処理量を示しています。搬入されるごみ量が減少した場合は、施設稼働率を減らせるため、排出ガス量の減少につながり、周辺的生活環境への影響はさらに低減するものと考えております。

### ■重金属類について

煙突排ガス中の重金属類については、分別が進んだことにより家庭等から出る燃せるごみの中に混入が少ないことや、燃焼において炉内で気化した重金属類も冷却塔で冷やされ固化することで、ばいじん等とともにバグフィルタで回収されるため、煙突排ガス中にはほとんど含まれません。なお、現有の南処理工場の煙道出口において、ばいじん中の重金属（鉛、カドミウム、マンガン、亜鉛）及び総水銀を測定した平成25年度の結果では、ばいじん中の重金属類はすべて定量下限値未満、総水銀は東京都の自己規制値を下回る値となっております。

以上より、煙突排ガス中の重金属類については将来も現状と同様の廃棄物収集区分であること、現有施設における煙突排ガスの測定結果を見ても問題ないことから評価項目として選定しておりません。

なお、重金属類については今後も南処理工場と同様に、定期的に測定を実施し、数値を確認いたします。

また、民間団体での調査により、南処理工場周辺の学校の校庭で鉛が検出されたとのことですが、横須賀市で周辺の学校において調査を行った結果、鉛が検出されていないことを確認しております。

意見書の番号	意見の概要
321 続き	<p>4. 大気汚染の影響については、1キロ以内に住宅地である平作地区があり、また2キロ以内に住宅地である山科台があり、これらへの影響を最小限にすべきである。</p> <p>それについては、煙突の高さによって影響が変わってくるはずであるから煙突の高さを59mと固定すべきではなく、現行計画のみでなく、それより低い場合、高い場合についても、影響評価すべきであるが、なされていない。(南処理工場については、地元への影響を緩和するために、煙突を100m以上にした経緯もある。)</p> <p>5. 本事業計画には、これまで横須賀市で焼却されていなかった不燃ゴミのうちのプラスチックを焼却するという重大な変更が含まれている。</p> <p>その変更による環境への影響を評価するために、</p> <p>①現行とおり、可燃ゴミも、不燃ゴミも、プラスチックを収集段階から混入させない場合、</p> <p>②可燃ゴミには、プラスチックを収集段階から混入させないが、不燃ゴミは、プラスチックを収集段階から混入させる場合、</p> <p>の双方につき、大気汚染等の影響を評価すべきであるが、なされていない。</p> <p>また、二酸化窒素、ダイオキシン類の周辺住民への影響評価が不十分である。</p> <p>6. 施設周辺に慢性的渋滞箇所の衣笠十字路があり、さらに収集車によって渋滞が酷くなるおそれ大きい、それへの交通上の影響の評価がなされておらず、不十分である。</p>

## 意見に対する見解

### ■異なる煙突高さでの予測・評価の必要性について

本施設の煙突高 59m は、施設建設に係るコストや航空法を考慮したうえで、大気汚染の影響を可能な限り低減できる高さとして、平成 23 年度に作成した「新ごみ処理施設整備基本計画」において計画した高さです。その後、住民と行政による対策協議の場として設立した「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」での協議の上で、煙突高 59m と決定いたしました。さらに、大気汚染に関しては影響を可能な限り低減させるため、煙突排ガスについて日本一厳しい計画目標値を設定しております。

その結果、本予測評価書案では風洞実験により地形影響を考慮した場合でも、最も影響の大きい地点でも煙突排ガスの寄与濃度（二酸化窒素濃度：0.000038ppm）は現在の環境濃度（二酸化窒素濃度：0.013ppm）に対して寄与率 0.3% であり、環境基準についても満足しております。よって、煙突高が 59m の場合においても、煙突排ガスによる周辺的生活環境への影響は小さいと考え、異なる煙突高さでの予測・評価を行う必要はないと考えております。

### ■燃せるごみにプラスチック類を含めない場合の大気汚染等の影響の予測・評価について

環境影響評価では、将来に予測される条件について予測を行い、環境基準等との比較を行うことで評価を行います。よって、予測評価書案では将来に予測される条件について予測・評価を行っております。

二酸化窒素及びダイオキシン類については、技術指針に基づき予測・評価を行っております。年平均値の予測結果では、煙突排ガスの影響が最も大きい地点（最大着地濃度地点）でも、煙突排ガスの寄与濃度（二酸化窒素濃度：0.000038ppm、ダイオキシン類濃度：0.000035pg-TEQ/m<sup>3</sup>）は現在の環境濃度（二酸化窒素濃度：0.013ppm、ダイオキシン類濃度：0.020pg-TEQ/m<sup>3</sup>）に対して寄与率は二酸化窒素が 0.3%、ダイオキシン類は 0.2% であり、環境基準も満足しております。

### ■衣笠十字路の交通混雑の評価について

交通混雑の予測地点については、関係車両（収集車等）の走行による周辺への交通への影響を適切に把握できる地点として、関係車両の主要走行ルート上の 5 地点（平作四丁目交差点、衣笠 IC 入口交差点、山科台入口交差点、林交差点及び大楠山入口交差点）を選定しました。いずれの交差点においても、将来の交差点需要率は交差点交通流に支障が出るとされる 0.9 を下回り、関係車両の走行による交通への影響は小さいものと考えます。

衣笠十字路につきましては、予測地点の交差点に比べ、走行する関係車両の台数が少なく、1 時間あたり最大で、大型車 5 台・小型車 5 台としています。このため、衣笠十字路における関係車両の走行による交通への影響は小さいものと考えます。

意見書の番号	意見の概要
322	<p>平成25年12月17日の説明会に出席して、説明を聞きましたが、判らないことが多すぎました。一般住民に対する説明とするなら、説明は内容的にも時間的にも不十分でした。</p> <p>「意見書」は意見を述べるもので、本来質問・感想を載せるべきではないかもしれませんが、下記のとおり質問感想及び意見要望を提出します。</p> <p>是非、誠実な回答をして頂きたいと思います。</p> <p>1. 質問事項</p> <p>① 大気汚染について</p> <p>(1) 当日配布された資料「環境影響予測評価書のあらまし」の7ページ下部以降9ページ上部までの、○大気汚染の予測評価結果について市担当者の説明は、「環境影響予測評価案のあらまし」を読み上げるのみでした。</p> <p>～工事中・建設機械の稼働～  ～工事中・工事用車両の走行～  ～供用開始後・施設の稼働（煙突排ガス）～  ～供用開始後・関係車両の走行～</p> <p>上記予測の、その数値に至った算定根拠が判りません。</p> <p>参考となる値は、どこから出たか伺いたい。</p> <p>(説明時間約1時間で質疑応答時間1時間では時間切れで、質問できませんでした。)</p> <p>(2) 煙突の高さ、59mと決まったのは、どのような審議・専門委員会等で検討されたのか、お聞きしたい。</p> <p>これは、100mとの比較基準が、一般的に公開されています。</p> <p>出席者からの質問が出されていましたが、航空法の関係としか不明確な返答でした。</p> <hr/> <p>衣笠、武山、長井、大楠の4連合町内会で構成する新ごみ処理施設建設計画対策委員会「施設部会で検討された処理施設の煙突の高さ」について総会で協議を行った。と平成24年10月24日付けの報告がありましたが、施設部会での検討内容は、9月の武山連合町内会例会で新ごみ処理施設建設計画対策協議会事務局から報告されているため『詳細は割愛します。』となっていて検討内容の詳細は、一般住民には知らされていません。</p> <p>なお、ダウンドラフトの影響等について、59mの場合と100mの場合の比較検討はされたのか、されなかったのか、審議内容を知りたい。</p>

## 意見に対する見解

### ■大気汚染の予測手法について

大気汚染の予測手法については、予測評価書案 P. 557～653、P. 793～810、P. 863～880、P. 937～945 に記載しております。

建設機械の稼働における大気汚染の影響については、「道路環境影響評価の技術手法 平成24年度版」（平成25年、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人土木研究所）に基づいて予測を行っております。予測にあたっては、建設機械の種類や機械台数から求めた大気汚染物質の排出条件、気象観測結果を設定しております。

工事用車両及び関係車両の走行における大気汚染の影響については、「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」（平成12年、公害研究対策センター）に基づく大気拡散式（JEA修正型線煙源拡散式）等を用いて予測を行っております。予測にあたっては、道路構造等の道路条件、交通量、車両からの大気汚染物質の排出条件、気象観測結果を設定しております。

施設の稼働（煙突排ガス）の大気汚染の影響については、「窒素酸化物総量規制マニュアル [新版]」（平成12年、公害研究対策センター）に基づく大気拡散式（プルーム・パフ式）等を用いて予測を行っております。予測にあたっては、煙突からの排ガス量や排ガス温度、大気汚染物質の排出量等の大気汚染物質の排出条件を設定するほか、地上気象観測及び上層気象観測から求めた予測気象条件を設定しております。また、プルーム・パフ式では地形影響を考慮することができないため、風洞実験を行うことで地形影響を考慮した予測・評価としております。

### ■煙突高さの決定経緯について

本施設の煙突高59mは、施設建設に係るコストや航空法を考慮したうえで、大気汚染の影響を可能な限り低減できる高さとして、平成23年度に作成した「新ごみ処理施設整備基本計画」において計画した高さです。その後、住民と行政による対策協議の場として設立した「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」での協議の上で、煙突高59mと決定いたしました。さらに、大気汚染に関しては影響を可能な限り低減させるため、煙突排ガスについて日本一厳しい計画目標値を設定しております。

なお、ダウンドラフトの影響等については、煙突高59m以外の高さでの検討は行っておりません。しかし、煙突高59mにおいてダウンドラフトが発生した場合の濃度は地形影響を考慮しても、環境基準値及び評価指標値を下回る値であり、周辺的生活環境への影響は小さいと考えております。

意見書の番号	意見の概要
322 続き	<p>(3) 粉じん（煤煙）について、 『環境影響予測評価書案』1037ページの、事後調査項目の選定及び事後調査を実施しない理由を読みましたが、是非、供用開始後に調査を実施するよう求めます。 その理由は、私自身の生活体験にあります。以前住んでいた栗田1丁目では、バルコニーで洗濯物や布団を干すとき、手摺や物干し竿を雑巾等で拭きますが、その雑巾には黒い煤煙がべったりとつきました。 1999年に山科台に移転した訳は、リタイヤしてその後老後を自然環境の良い場所で過ごしたいため、多少の不便さは覚悟の上で引っ越ししてきました。実際、現在はバルコニーで物を干すとき、手摺りなど雑巾で拭きますが、砂埃はつきますが、黒い煤煙のようなものはつきません。 新ごみ処理施設が稼働始めると、栗田のようにならないかと懸念しています。</p> <p>① 活断層について 設置場所等の実施区域の周辺は活断層がありますが、専門委員会などで、検討されているならば、その検討内容について知りたいです。住民に理解できるような説明がほしいです。</p> <p>2. 意見</p> <p>① 説明会について、要望</p> <p>(1) 配布された資料は専門的な事項が多く、2時間ばかりの説明討議は短時間で、説明不十分でした。しかも今回は師走という住民も多忙な時期でした。 かなりの質問・意見がでていましたが、質疑応答は不消化になり、市民のために納得のいくものにはなっていないように思われました。</p> <p>(2) 専門的な事項を噛み砕いて、住民に判りやすい説明のできる方の出席がほしかったです。（例：大学教授・研究者等）</p> <p>(3) 資料は事前に入手できるようにしてほしかった。その場で初めて配布され、その場で直ちに読み、理解し、意見・質問を出すことは無理です。</p> <p>(4) もっと時間的に余裕をもった設定の説明会を開催してほしかった。今後、是非とも、再評価していただきたい。</p>

## 意見に対する見解

### ■粉じん（ばいじん）について

予測評価書案で予測・評価している「粉じん」は、いわゆる建設機械の稼働や工事車両及び関係車両の走行によって巻き上げられる「砂ぼこり」を意味しております。施設の稼働後は施設そのものからの粉じんの発生はなく、また関係車両の走行についても粉じんの発生は僅かであると考えられるため、粉じんについての事後調査は実施いたしません。

煙突排ガス中のばいじんについては、バグフィルタ等の最新の設備を導入することにより、99.9%が除去されますので、煙突排ガスによる洗濯物への汚れ等の問題は生じないと考えております。なお、煙突排ガスによる影響については、最も影響が大きいと予測される地点において浮遊粒子状物質を含む大気質の事後調査を実施するほか、煙突排ガス中のばいじんについても煙突出口付近でのモニタリングを実施いたします。

### ■活断層について

活断層については、平成23年度に調査を実施しており、計画地近傍に活断層が存在しない及び計画地に向かうような活断層が存在しないことが明確になりました。この結果から、専門家委員会等での検討は不要と判断しております。

本施設の周辺の断層として、衣笠断層がありますが、その最新活動時期は、6～7世紀であったと考えられ、信頼度は低いですが、その平均的な活動間隔は概ね1,900年～4,900年程度であった可能性があるということです。

施設のプラント設備については、平成19年の官庁施設の総合耐震計画基準に基づく耐震安全性の分類においてI類の耐震設計を適用しています。I類とする建築物については、大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものであり、通常の1.5倍の必要保有水平耐力を持つ構造となります。また、震度6以上の地震が発生した場合、緊急停止システムとして、プラントを安全に停止するシステムを採用し、安全側に作動するフェールセーフ設計とします。

### ■説明会について

住民説明会においては予測評価書案の概要をとりまとめた「横須賀ごみ処理施設建設事業環境影響予測評価書案のあらまし」を配布いたしました。そこには難解と思われる専門用語の説明をした「用語の解説」を記載しております。横須賀市のホームページ上で「横須賀ごみ処理施設建設事業環境影響予測評価書案」を掲載していますが、この概要をとりまとめたあらましの掲載についても検討します。

住民説明会の時間については、説明及び質疑・応答を含めて約2時間ですが、一般的なものと考えております。

また、住民説明会に先立ち、横須賀市では平成25年11月に「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案の内容及び説明会の開催についてのお知らせ」（以下、「お知らせ」）を作成し、周知を図る必要がある地域内に所在する一般家庭に対して各戸配布しております。また、地域内に所在する事務所、もしくは事業場をお持ちの事業者、又は法人その他の団体各位に対し、従業員並びに従事者の方に回覧・掲示等で、「お知らせ」の周知を要請いたしました。予測評価書案の内容は説明会開催前から横須賀市のホームページ上で掲載しており、その旨を「お知らせ」にも記載しております。

意見書の番号	意見の概要
322 続き	<p>② 協定書作成について</p> <p>現行南部ごみ処理工場においては、関係町内会との間に協定書が作成され、締結されているときいております。</p> <p>今後のこととなりますが、稼働していくにあたり、現行以上に住民の健康・環境に配慮のうえ、最新ごみ処理設備に適応した安全で安心できる内容を盛り込んだ協定書を作成していただきたい。そのために住民の意見等を十分に取り入れて、検討を積み重ねてください。</p> <p>③ 最後に根本的な問題として、同地域周辺は緑地保全法・特別保全地区にあり、横須賀市のなかでも、『緑』を最も保全すべき場所であるのに、この場所に新ごみ工場の建設するのか理解しがたい。</p> <p>以上</p>



## 意見に対する見解

なお、今後、地元に対する説明会等においても、分かりやすい説明をするよう最善を尽くしていきたいと考えております。

### ■ 協定書作成について

本施設の建設事業を進めるにあたって、横須賀市はこれまでも地元住民との間で設立した協議会などで、住民の皆様の御意見を取り入れており、自主基準を定めた施設の建設計画については地元と協定を締結しました。今後とも引き続き、住民の皆様の御意見等を十分に取り入れて、地域の環境に配慮し、安全・安心なごみ処理施設となるよう、施設稼働後の運転管理方法等についても地元と協議しながら協定書を作成いたします。

### ■ 自然環境への影響の低減について

本施設の建設予定地の選定については、久里浜、追浜及び長坂の3つの候補地について検討を行いました。敷地面積の確保や横須賀全域からのアクセス等を考慮し、最終的に現在の建設予定地に決定いたしました。また用地選定の経緯については地元自治会に対しても説明を行ってきました。

自然環境については、以下の環境保全対策を講じるため、本事業による自然環境への影響は実行可能な範囲内で低減されるものと考えます。

- ・新設道路の計画策定は、自然環境への影響を低減するため、一部トンネル化することにより、既存の樹林環境を多く確保し、可能な限り自然環境への影響を低減します。
- ・造成に伴う法面については、既存の樹林環境を確保するため傾斜を大きくとることとします。
- ・発生土処分場の跡地については、既設道路等の改修計画以外の場所は森林法に基づき自然林となるよう管理します。

意見書の番号	意見の概要
323	<p>● 位置又は実施区域</p> <p>今回示された横須賀ごみ処理施設の建設位置、長坂地区は、緑と自然豊かな里山があるのどかな田園地区で、三浦半島にわずかに残された貴重な自然緑地であり、守るべき価値が高い緑地保存区域です。世界的に有名な浮世絵「神奈川沖」にも描かれた相模湾の海越しに富士山が見える日本屈指の景観を持つ場所であり、自然豊かな環境を守るべき貴重な緑地・里山地区です。次の世代にこの環境をそのまま残すべき大切な場所です。新たなごみ焼却施設を建設する場所として極めて不適切と判断します。それにもかかわらず長坂地区が地元住民の同意を得ることなく、横須賀市によって一方的にごみ焼却施設として選択されました。</p> <p>長坂地区を選択した理由は、環境アセスメントの説明会で「人家が少ない」ということが上げられました。しかし、環境アセスメントの結果、絶滅危惧種のオオタカなどが生息する豊かな自然が残され、首都圏・三浦半島にわずかに残された貴重な場所であることが証明されました。ごみ処理施設の建設予定地としては不適切であることがはっきりしました。</p> <p>長坂地区の緑地保存区域の山を切り崩して横須賀ごみ処理施設を建設すれば、取り返しがつかない環境破壊、景観破壊を招きます。孫子の、その次の世代へ、大きな負の遺産となります。環境保護法だけでなく、都市計画法上も緑地保存地区に地元住民の同意を得ることなく、ごみ処理施設を一方的に市が建設するのは違法ではないでしょうか？</p> <p>また人々の心豊かな暮らしという視点から見ても、横須賀市西部に残されたわずかな緑地保存地区は、相模の海と緑の里山、山桜の咲き乱れる自然豊かな丘陵地域です。</p> <p>三浦半島の西部・長坂地区は横須賀市のみならず神奈川県や首都圏の人々に安らぎを与えるかけがえのない大切な場所であり、海越しの富士山と緑の里山丘陵の自然風景財産です。次の世代へ守り伝えるべき貴重な環境です。以上の理由から、横須賀ごみ処理施設の実施区域を再検討いただき、長坂地区・緑地保存区域とは違う場所に変更ください。</p>

## 意見に対する見解

### ■ 自然環境及び景観への影響の低減について

自然環境については、以下の環境保全対策を講じるため、本事業による自然環境への影響は実行可能な範囲内で低減されるものと考えます。

- ・新設道路の計画策定は、自然環境への影響を低減するため、一部トンネル化することにより、既存の樹林環境を多く確保し、可能な限り自然環境への影響を低減します。
- ・造成に伴う法面については、既存の樹林環境を確保するため傾斜を大きくとることとします。
- ・発生土処分場の跡地については、既設道路等の改修計画以外の場所は森林法に基づき自然林となるよう管理します。

景観についても、以下の環境保全対策を講じるため、景観への影響も実行可能な範囲内で低減されるものと考えます。

- ・煙突を建物と一体として屋上突出型の煙突とすることで、敷地造成規模を縮小させ、煙道が露出しないデザインとする。
- ・建物の外観デザインは、華美な装いを避け、統一された開口部の配置を行い、適切な壁面構成を計画することにより、大きな壁面が単調にならないように配慮する。
- ・仕上材、色彩に工夫し、圧迫感を軽減させる。
- ・緑の多い周辺自然との調和を目指し、建物の色彩計画においては、「横須賀市景観計画」（平成18年、横須賀市）に沿って茶系統の色彩を基調とする。
- ・植栽については、建屋廻りに低木・地被類、緩衝地帯に高木・中木・地被類、出入口近郊に鑑賞木・地被類を植栽する。

また、鳥類の現地調査においてオオタカの飛翔は確認されましたが、繁殖に係る行動は確認されませんでした。餌場となる樹林環境については廃棄物処理施設用地の造成に伴う法面は、傾斜を大きくとり既存の樹林環境を確保し、宅地の形成に伴う残置森林は直接改変されず、周辺にも同等の生息環境が広く存在すること等から、オオタカへの影響は小さいと考えております。

なお、本事業の実施にあたっては、当地区に適用される法令等の必要な手続きは適切に行ってまいります。

意見書の番号	意見の概要
356	<p>今回のアセスメントは全く不十分である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 水銀や鉛といった有害重金属、放射能、PM2.5といったものが評価されていない。</li> <li>● 一番交通量の多い衣笠インター付近や建設予定地に最も近い居住者である平作において大気汚染状況が測定されていない。</li> <li>● 日本気象協会により説明1時間、質疑応答1時間とされたなかで、日本気象協会も市の担当者もテキパキと答えられず、質問者への答えが不十分であった。</li> <li>● 日本気象協会が回答をさがす時間はかなり長かったうえに、的はずれが度々であった。</li> <li>● コンサルタント会社に尋ねているにもかかわらず市の担当者がまちがった回答をして質問者にあやまる場面もあった。</li> </ul>

## 意見に対する見解

### ■重金属類について

煙突排ガス中の重金属類については、分別が進んだことにより家庭等から出る燃せるごみの中に混入が少ないことや、燃焼において炉内で気化した重金属類も冷却塔で冷やされ固化することで、ばいじん等とともにバグフィルタで回収されるため、煙突排ガス中にはほとんど含まれません。なお、現有の南処理工場の煙道出口において、ばいじん中の重金属（鉛、カドミウム、マンガン、亜鉛）及び総水銀を測定した平成 25 年度の結果では、ばいじん中の重金属類はすべて定量下限値未満、総水銀は東京都の自己規制値を下回る値となっております。

以上より、煙突排ガス中の重金属類については将来も現状と同様の廃棄物収集区分であること、現有施設における煙突排ガスの測定結果を見ても問題ないことから評価項目として選定しておりません。

なお、重金属類については今後も南処理工場と同様に、定期的に測定を実施し、数値を確認いたします。

### ■放射性物質について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設であり、産業廃棄物や放射性物質に汚染されたがれきの処理は行わないため、放射性物質を排出する可能性は少ないと考えております。

また、焼却施設内での放射性セシウムは高温で燃やされ、多くは揮発、もしくは液滴となって排ガスへ移動します。排ガスに移動した放射性セシウムは、主に塩化セシウムとして、ばいじんに付着すると考えられます。ばいじんはバグフィルタによって 99.9% 捕捉されるため、これまでの調査でバグフィルタを備えた焼却炉の煙突出口において煙突排ガスを測定した結果、放射性セシウムが検出されたことはありません。

南処理工場では焼却灰の放射能濃度を平成 23 年 6 月 30 日に、周辺環境（6 か所）の空間放射線量率を 6 月 29 日に測定を行い、7 月 1 日に結果を公表しました。その後、現在までおおよそ月 1 回の頻度で測定を行い、結果を公表しています。その結果、焼却灰の放射能濃度は放射性物質を含む廃棄物の埋め立て基準以下であり、施設周辺の空間放射線率も横須賀市内のモニタリングポストと同等の値となっております。

平成 24 年 1 月 1 日に完全施行された放射性物質汚染対処特措法では、南処理工場に放射性物質に関する測定の義務はありませんが、現在も自主的な取り組みとして測定を行い、結果を公表しております。本施設においても放射性物質に関する測定を継続し、公表を行います。

なお、横須賀市内には 18 基のモニタリングポストが設置されており、空間の放射線量を常時監視し、問題のないことが確認されております。

意見書の 番号	意見の概要
356 続き	

## 意見に対する見解

### ■PM2.5について

環境省は平成21年9月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を定めました。その際に、課題として、微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積に取り組むこと、より効果的な対策を検討することが示されたところです。従って、現段階では微小粒子状物質（PM2.5）に関する予測・評価の実施は困難な状況にあり、実施計画書でも評価項目として選定されていません。

また、PM2.5の一次粒子を含むばいじん及びPM2.5の二次生成粒子の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の排出については現有の南処理工場よりも厳しい計画目標値を設定しており、環境への影響を低減する対策として最新の設備を導入するため、本施設の煙突排ガスによるPM2.5の環境への影響は小さいと考えております。

なお、PM2.5については平成25年より西行政センターを含む横須賀市内の4か所にてモニタリングを開始しており、今後もモニタリングが実施されます。

### ■大気汚染の現地調査地点について

予測評価書案において、道路沿道大気現地調査地点は本事業による関係車両の実施区域周辺の主要走行ルート上で、関係車両の影響が適切に把握できる地点として5地点を選定しております。衣笠IC入口交差点においては大気質の現地調査を行っておりませんが、現状として一般車両の交通量は最大で2,029台/時ですが、施設稼働後の関係車両の走行は最大でも大型車28台/時、小型車23台/時であり、関係車両が大気質に与える影響は小さいと考えております。

また、平作においては道路沿道大気現地調査地点を設定し、大気質の測定を行っており、調査した全ての項目で大気質の環境基準値を下回っております。なお、平作の道路沿道については、工事中及び施設稼働後において大気質の事後調査を実施いたします。

意見書の番号	意見の概要
356 続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有害重金属は焼却前に作業員が確認して混入を避けるとの市の回答であったが、いったいどんな方法なのか。</li> <li>● 日本気象協会の回答が、度々「横須賀市からのアセス要項に入っていない」とのことであったが、それでは日本気象協会はコンサルタント会社でなく、ただの測定屋ではないか。</li> </ul> <p>このようなアセスでは納得できず、不安しか残らない。再評価を強く求める。</p>



## 意見に対する見解

### ■燃せるごみへの金属類の混入について

燃せるごみへの水銀等の有害重金属類の混入については、ごみ収集職員及び施設へのごみ投入を担当する職員が目視等により確認を行います。

また、施設の運転管理を実施する職員、ごみ収集を実施する職員の教育については、現在、定期的を実施しておりますが、今後も継続・拡充していきます。さらに、ごみを出される市民の皆様への啓発活動もパンフレットの配布や町内会での説明会等を継続的に実施していきます。

### ■環境影響評価項目について

本事業に係る環境影響評価項目については、条例に基づく実施計画書の手続きにおいて、住民意見を踏まえ審査会において審査されたうえで検討されたものです。本事業の環境影響評価における調査・予測・評価は、この実施計画書において選定された項目について実施しております。

意見書の番号	意見の概要
357	<p>今回のアセスメントは十分ではないと思います。</p> <p>放射能、PM2.5、水銀など全く評価されていませんでした。</p> <p>子供を持つ親としてはとても心配です。</p> <p>安心できるアセスメントをどうか、宜しくお願いします。</p>

## 意見に対する見解

### ■放射性物質について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設であり、産業廃棄物や放射性物質に汚染されたがれきの処理は行わないため、放射性物質を排出する可能性は少ないと考えております。

また、焼却施設内での放射性セシウムは高温で燃やされ、多くは揮発、もしくは液滴となって排ガスへ移動します。排ガスに移動した放射性セシウムは、主に塩化セシウムとして、ばいじんに付着すると考えられます。ばいじんはバグフィルタによって99.9%捕捉されるため、これまでの調査でバグフィルタを備えた焼却炉の煙突出口において煙突排ガスを測定した結果、放射性セシウムが検出されたことはありません。

南処理工場では焼却灰の放射能濃度を平成23年6月30日に、周辺環境（6か所）の空間放射線量率を6月29日に測定を行い、7月1日に結果を公表しました。その後、現在までおおよそ月1回の頻度で測定を行い、結果を公表しています。その結果、焼却灰の放射能濃度は放射性物質を含む廃棄物の埋め立て基準以下であり、施設周辺の空間放射線率も横須賀市内のモニタリングポストと同等の値となっております。

平成24年1月1日に完全施行された放射性物質汚染対処特措法では、南処理工場に放射性物質に関する測定の義務はありませんが、現在も自主的な取り組みとして測定を行い、結果を公表しております。本施設においても放射性物質に関する測定を継続し、公表を行います。

なお、横須賀市内には18基のモニタリングポストが設置されており、空間の放射線量を常時監視し、問題のないことが確認されております。

### ■PM2.5について

環境省は平成21年9月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を定めました。その際に、課題として、微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積に取り組むこと、より効果的な対策を検討することが示されたところです。従って、現段階では微小粒子状物質（PM2.5）に関する予測・評価の実施は困難な状況にあり、実施計画書でも評価項目として選定されておられません。

また、PM2.5の一次粒子を含むばいじん及びPM2.5の二次生成粒子の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の排出については現有の南処理工場よりも厳しい計画目標値を設定しており、環境への影響を低減する対策として最新の設備を導入するため、本施設の煙突排ガスによるPM2.5の環境への影響は小さいと考えております。

なお、PM2.5については平成25年より西行政センターを含む横須賀市内の4か所にてモニタリングを開始しており、今後もモニタリングが実施されます。

意見書の 番号	意見の概要
357 続き	

## 意見に対する見解

### ■水銀について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設です。現在、一般家庭において、水銀及び水銀を利用した製品は、蛍光管を除きほぼ利用されておりません。過去に利用された体温計等の水銀を含む製品を廃棄物として出す場合の市民への注意喚起の啓発を継続的に実施するとともに、廃棄物の収集職員や不燃ごみ選別等施設の運転（投入）職員の目視による監視強化と教育を徹底し、施設への水銀の混入防止を強化します。廃蛍光管については、今後、収集方式を含め適切に回収し、資源化を実施できるよう委託処理等についての検討を実施しています。

また、現有の南処理工場でも煙突排ガス中の水銀濃度を定期的に測定しておりますが、平成24年度の測定では煙道出口における水銀濃度は最大で $0.010\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ であり、これは東京都の清掃工場の自己規制値である $0.05\text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ を下回る値です。本施設でも南処理工場と同様に、水銀濃度の定期的な測定を実施し、数値の確認をいたします。

意見書の番号	意見の概要
358	環境アセスメントが不十分だと思います。福島のこともあるのになぜ放射能のことがないのでしょうか。十分なものにしてほしいと思います。

## 意見に対する見解

### ■放射性物質について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設であり、産業廃棄物や放射性物質に汚染されたがれきの処理は行わないため、放射性物質を排出する可能性は少ないと考えております。

また、焼却施設内での放射性セシウムは高温で燃やされ、多くは揮発、もしくは液滴となって排ガスへ移動します。排ガスに移動した放射性セシウムは、主に塩化セシウムとして、ばいじんに付着すると考えられます。ばいじんはバグフィルタによって99.9%捕捉されるため、これまでの調査でバグフィルタを備えた焼却炉の煙突出口において煙突排ガスを測定した結果、放射性セシウムが検出されたことはありません。

南処理工場では焼却灰の放射能濃度を平成23年6月30日に、周辺環境（6か所）の空間放射線量率を6月29日に測定を行い、7月1日に結果を公表しました。その後、現在までおおよそ月1回の頻度で測定を行い、結果を公表しています。その結果、焼却灰の放射能濃度は放射性物質を含む廃棄物の埋め立て基準以下であり、施設周辺の空間放射線率も横須賀市内のモニタリングポストと同等の値となっております。

平成24年1月1日に完全施行された放射性物質汚染対処特措法では、南処理工場に放射性物質に関する測定の義務はありませんが、現在も自主的な取り組みとして測定を行い、結果を公表しております。本施設においても放射性物質に関する測定を継続し、公表を行います。

なお、横須賀市内には18基のモニタリングポストが設置されており、空間の放射線量を常時監視し、問題のないことが確認されております。

意見書の番号	意見の概要
359	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 温室効果ガスは、廃プラ焼却の導入と新炉の採用で大幅に増加する。評価案では、南処理場ですでに廃プラを燃やして二酸化炭素を発生していることになっているが、明らかな誤りである。助燃剤として使用する軽油も、施設稼働で使うプロパンガスも、南処理場での三倍にもなっており、発電による削減効果で相殺するものでもなく相殺できる能力もない。</li>   <li>● リクリエーション施設として市外からも多数訪れる大楠山ハイキングコースが、代替ルートになること、かつ、そのルートが、施設への搬入ルートというのでは、あまりに興さめである。再考すべきである。</li>   <li>● 宅地造成における雨水調整池  説明会で65mm/hに対応する容量とのことだったが、ゲリラ豪雨なども発生しているので、余裕をもたせるべきである。</li> </ul>



## 意見に対する見解

### ■ 温室効果ガスの算定について

予測評価書案において温室効果ガスの排出量の状況については、「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成 23 年、環境省）に基づき算定しています。

予測評価書案 P.1024 の「表 5-2-5-7-13 温室効果ガスの排出量の状況」において本施設と現在の南処理工場の温室効果ガス排出量を記載していますが、これは比較のために、将来、南処理工場が稼働を続けた場合を想定し、ごみ処理の区分を本施設と同様にして温室効果ガスの算定を行ったものです。このため南処理工場においても廃プラスチックを焼却するものとしております。

また、本施設では軽油及びプロパンガス等の燃料の使用による二酸化炭素の排出量は、362,706kg-CO<sub>2</sub>/年（=約 363t-CO<sub>2</sub>/年）であり、南処理工場の 117,639kg-CO<sub>2</sub>/年（=約 118t-CO<sub>2</sub>/年）の約 3 倍となっていますが、平成 23 年度の東京電力㈱の発電に伴う排出係数を元に算定した二酸化炭素の削減量について、本施設は、17,389 t-CO<sub>2</sub>/年、南処理工場は、5,268 t-CO<sub>2</sub>/年です。温室効果ガスの総排出量については、発電による二酸化炭素の削減の効果が大きいため、本施設は、-599 t-CO<sub>2</sub>/年、南処理工場は、6,061 t-CO<sub>2</sub>/年となっています。

### ■ レクリエーション資源について

本事業によって、大楠山ハイキングコースの一部は、代替ルートになりますが、以下の環境保全対策を実施することにより、本事業によるレクリエーション資源への影響は、実行可能な範囲内で低減され则认为します。

- ・造成等により利用できなくなる衣笠コースの一部の区間については、造成後の地形を考慮した自然環境への影響が少ないコースを新たに設置する。
- ・新設の搬入道路と交差するコース区間については、新設の搬入道路の歩道を活用してもらうこととし、歩道は利用者の景観等に配慮し、谷側とする。
- ・利用者の安全に配慮し、新設の搬入道路には横断歩道を設置する。
- ・関係車両が実施区域内を走行するにあたっては、運転者に安全運転の励行、歩行者への安全配慮等の指導を徹底させるとともに、関係車両の走行に対して注意を呼びかける看板等を設置する。

### ■ 雨水調整池について

雨水調整池は、「開発行為の手引き」（平成 24 年、横須賀市）の開発行為の基準に示される 10 年確率の 1 時間雨量を用いて設計されており、横須賀市の「開発行為等の許可に係る下水道及び河川の整備に関する審査基準」との整合が取れているため、問題はないと认为します。

意見書の番号	意見の概要
359 続き	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新炉から発生する有害物質の監視項目が、4項目とダイオキシンという従来と変わらないものとしているのは時代錯誤である。準備書の段階で出された意見を採用しなかったことは問題である。従って、高温焼却で排出が懸念される重金属、原発事故後である今、汚染ゴミが混入しうる放射性物質、通常のバグフィルターでは捕獲できないPM2.5以下の物質を監視しなくてはならない。特に水銀については他市でも多く採用されている。</li> </ul> <p>但し監視だけでは出てくることを防ぐことは出来ないため、廃プラ焼却はやめるべきであり、ストーカー炉であっても堅型（バーチカル）炉を採用し、環境への負荷を押えこむことである。炉の採用で参考にした、社団法人全国都市清掃会議発行「ごみ処理施設整備の計画設計要領」2006年改訂版で掲載・認定されており、伊東市などの一廃用にも採用されているものである。</p> <p>4万Km<sup>3</sup>/hという排ガス量なので濃度規制だけでは総量や蓄積という概念が抜けることも課題となるがこれでは分からない。</p>

## 意見に対する見解

### ■有害物質の監視項目について

本施設の煙突排ガスについては、現有の南処理工場と同様に常時測定（排ガス分析計等による自動モニタリング）及び定期測定（法令等の規定により行う）による監視を実施いたします。常時測定では、ばいじん、窒素酸化物、硫黄酸化物及び塩化水素の4項目について、定期測定では鉛等の重金属類、ホルムアルデヒド、総水銀等を含む20項目を実施いたします。また、本施設は最新の設備を導入し、従来よりも厳しい計画目標値とすることから監視項目は現在と同様で問題ないと考えております。

また、放射性物質については現有の南処理工場にて焼却灰中及び施設周辺地点におけるモニタリングを実施しており、本施設についても継続調査を行う予定です。PM2.5については、平成25年度より横須賀市内の4箇所にてモニタリングを実施しております。

### ■処理方式について

ごみ処理施設の方向性については、平成22年度に学識経験者による「横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会」を設置し、処理方式等の検討を行った結果、プラスチック類を含む全量焼却方式として決定しています。

堅型ストーカ式焼却炉（バーチカル炉）については、ストーカ炉の一種であり現在入札条件から除外されるものではありません。

### ■汚染物質の蓄積について

煙突排ガスによる土壌への蓄積の影響として、予測評価書案では土壌汚染におけるダイオキシン類を対象として予測・評価を行っております。

現在の大気中におけるダイオキシン類濃度と土壌中のダイオキシン類濃度について、荻野小学校、大楠小学校、池上市民プラザ及び山科台公園にて調査を行っております。その結果、大気中のダイオキシン類濃度の年平均値は0.017～0.027 pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり環境基準値（0.6 pg-TEQ/m<sup>3</sup>）を下回る値となっています。また、土壌中のダイオキシン類濃度は0.0022～4.9pg-TEQ/gであり、土壌中のダイオキシン類濃度は環境基準値（1,000 pg-TEQ/g）を下回る値となっています。

予測によって得られた煙突排ガスによるダイオキシン類の年平均値の最大着地濃度は0.000035 pg-TEQ/m<sup>3</sup>であり、現在の環境濃度と比べて十分小さい値となっているため、土壌中のダイオキシン類濃度に対する煙突排ガスによる蓄積の影響は小さいと考えております。

意見書の番号	意見の概要
359 続き	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="304 286 1410 450">● 煙突の高さと風洞実験 59mという煙突の高さのみで影響を評価したことは疑問。準備段階でも、高さを変えてシミュレーションを行うべきと意見を出している。2.7km範囲の風洞実験は実際の地形での流れと同じにはならないはず。評価とは言えないと思う。</li> <li data-bbox="304 501 1410 665">● 灰処理 主灰・飛灰では明らかに汚染濃度に違いがある。別処理にしていくことで主灰の製品の安定性と飛灰の管理責任を果たすことが可能となる。本施設は分けて処理すべきである。</li> <li data-bbox="304 716 1410 880">● 薬剤使用 廃プラの混入により薬剤の使用が増えることが、東京23区一部事務組合で指摘されている。影響評価には薬剤使用も加えているとの説明会での回答に疑問を持っている。</li> </ul>

## 意見に対する見解

### ■煙突の高さについて

予測評価書案では風洞実験により地形影響を考慮した場合でも、煙突排ガスの年平均値の予測結果は、最も影響の大きい地点でも煙突排ガスの寄与濃度（二酸化窒素濃度：0.000038ppm）は現在の環境濃度（二酸化窒素濃度：0.013ppm）に対して寄与率0.3%であり、環境基準を満足しております。よって、煙突高が59mの場合においても、煙突排ガスによる周辺的生活環境への影響は小さいと考え、異なる煙突高での予測・評価を行う必要はないと考えております。

### ■風洞実験について

本実験では、「発電用原子炉施設の安全解析における放出源の有効高さを求めるための風洞実験実施基準：2003」（平成15年、社団法人日本原子力学会）（以下、「風洞実験実施基準」）に基づき実験を行っております。本実験においては、煙突排ガスの影響範囲を考慮し、実施区域を中心とした2.7km範囲の地形及び建物を1/2000の大きさを再現しておりますが、「風洞実験実施基準」によれば、模型の縮尺は相似則及び風洞の閉塞率を考慮して1/3000以上とされており、本実験の縮尺はこれを満足するものとなります。

本実験の模型範囲及び縮尺は風洞実験施設の設備規模及び「風洞実験実施基準」を満足するために設定した最大限の値であり、実験の有効性はあると考えております。

### ■灰処理について

本施設において主灰と飛灰は処理過程の中で分別いたします。また、分別回収した主灰及び飛灰の埋立ては行わず、民間業者に委託し熔融処理等を行います。

### ■薬剤使用について

本施設では、アンモニア水や苛性ソーダを煙突排ガス中の大気汚染物質を低減させるために使用し、また、塩酸や凝集剤等の薬剤もプラント系排水を浄化するために使用する計画です。

本施設は大気質の自主基準値として設定した項目の他に、神奈川県的生活環境の保全等に関する条例（平成9年、条例第35号）でアンモニア等の物質の排煙について規制を行っており、本施設では薬剤を使用してもこの規制値を超えないような設備となっております。予測評価書案では環境への影響が最も大きくなる条件として、計画目標値及び規制値の値を設定し、予測・評価を行っております。

なお、プラント系排水については排水処理設備で、下水道施行令（昭和34年、政令第147号）及び横須賀市下水道条例（昭和41年、条例第29号）の公共下水道への排除基準に基づき処理した後、下水道へ放流いたします。

意見書の番号	意見の概要
359 続き	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="304 286 1410 488">● 対策協議会 煙突の高さを59mと決定し、市と協定書を締結したことで示されるように、当評価に先立ち決めていくことは、アセスの信頼性を著しく低めていると思われる。規約通りに地元町内会への協議事項と報告がおこなわれていないとの声も聞かれ、又、協議会以外の住民の意見が反映されないことは住民自治上問題である。</li> <li data-bbox="304 544 1410 745">● 交通の予測評価 施設完成後におけるゴミの搬入車両ルートは大事な評価項目である。不燃と燃えるゴミの車両数が及ぼす影響は騒音と振動、大気への影響だけでなく混雑度が大きな目安となる。アセスには台数で示される増加率がなく又はわかりにくいので、今後しっかりと説明し議論すべきである。</li> <li data-bbox="304 801 1410 913">● 残土処分場 最終処分場の廃止を確約可能とする根拠が不足している又その時期も示されていない。明らかにすべきである。</li> <li data-bbox="304 969 1410 1216">● 過大施設と他の処理方法の選択 360t/日焼却という規模は多額の税の投入であり、やめるべきである。長岡バイオガス発電は日量65t（うち55tが生ゴミ）を処理する安価でシンプルかつ維持費のかからない方法を採用している。本市も下水道処理場を4つも有しており、併用して稼働させることは可能である。今からでも計画を変更して取り組むべきである。</li> </ul>

## 意見に対する見解

### ■対策協議会について

本施設の煙突高 59m は、施設建設に係るコストや航空法を考慮したうえで、大気汚染の影響を可能な限り低減できる高さとして、平成 23 年度に作成した「新ごみ処理施設整備基本計画」において計画した高さです。その後、住民と行政による対策協議の場として設立した「横須賀市新ごみ処理施設建設計画対策協議会」での協議の上で、煙突高 59m と決定いたしました。さらに、大気汚染に関しては影響を可能な限り低減させるため、煙突排ガスについて日本一厳しい計画目標値を設定しております。

### ■交通混雑の予測評価について

施設の供用開始後、関係車両の走行が最も多くなる衣笠 IC 入口交差点において、現状の一般交通量は 1 時間あたり最大で、2,029 台であり、本施設の関係車両の台数は、1 時間あたり、大型車 28 台、小型車 23 台となっており、台数の増加率は、2.5%程度となります。

なお、交通混雑については、交通量の増加率だけではわかりにくいいため、主要交差点の交差点需要率を求めることにより予測・評価しています。交差点需要率とは、交差点の混雑状況を表す値であり、交差点形状、信号の状況、大型車の混入率等により算定するものです。交差点需要率が 0.9 以下であれば、混雑していない状況を示すとされています。

交通混雑の予測では、関係車両の走行による主要走行ルート上の代表となる交差点（平作四丁目交差点、衣笠 IC 入口交差点、山科台入口交差点、林交差点、大楠山入口交差点）の全てにおいて 0.9 を下回っており、交通混雑について著しい影響を及ぼすことはないと考えられます。

### ■残土処分場について

新設廃棄物埋立地について、廃止に向けた測定等はすでに完了しており、現在、廃止手続きを進めております。

### ■焼却施設の規模及び処理方式について

現有施設は昭和 58 年の設置以来 30 年以上経過し老朽化が進んでいるため、施設の建替えが必要となっております。

平成 31 年度の稼働を予定する本施設は、横須賀市と三浦市の一般廃棄物を処理する施設です。両市とも人口が減少しており、稼働時における推計人口や今後のごみの減量施策等を勘案して処理規模を計画しており、維持費用も含め、過大な施設とならないように配慮しています。本焼却施設の処理規模は、360 t/日であり、現在の南処理工場の 600 t/日より小規模なものとなります。

ごみ処理施設の方向性については、平成 22 年度において学識経験者による「横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会」を設置し、処理方式等の検討を行っております。処理方式については、現状と同じ、ストーカ式焼却炉を採用することにより円滑な施設の運営が可能と考えています。また、全国の自治体においてもこの処理方式を採用している事例が多く実績があります。

意見書の番号	意見の概要
360	<p style="text-align: center;">用地選定に関して</p> <p>首都圏近郊緑地保全地帯内の近隣丘陵地帯は昭和30年代鉄道事業者が、田・畑・山林を買収した敷地が点在しています。大楠山から長者ヶ崎にはゴルフ場・湘南国際村建設地帯を含めて『三浦半島国営公園』構想地域であり、耕作放棄『田・畑』の農地所有権移転仮登記問題と【神奈川県三指郡大楠町公有水面埋立地『大楠海兵団建設』時の土地所有権】問題と『跡地の平和利用』問題が残されています。戦後米軍が占領後、朝鮮戦争後現在まで行政の怠慢で50年間以上先送りされてきた地域内に施設の建設が計画されています。</p> <p>また、計画地の大楠脩道西側の『松越川』溪谷を神奈川県が、民間鉄道事業者から買収して、横須賀市管理の道路・河川を埋立建設した芦名3丁目『芦名産業廃棄物最終処分場』を神奈川県が建設した敷地内及び周辺地域に下記を県・国の行政責任で建設すること。</p> <p>一、旧河川川底地底に国道134号と大楠海兵団建設時の国道内（長坂2-6敷地付属松越川）土地所有者から買収した『農地』付け替え登記（買収時の土地所有者とその相続人全員）先として、室内2段式農業施設（廃棄物処分場800m敷地）内に建設すること。</p> <p>二、室内2段式農業施設地下に『地産地消小水力発電電力生産施設』を西武鉄道&amp;京浜急行電鉄&amp;リニア鉄道運営事業者&amp;超深度人造真空中内物流航路運営事業者との共同事業で建設させること。</p> <p>三、芦名3丁目『芦名産業廃棄物最終処分場』跡地地下の2段式室内農業施設地下『小水力発電所群施設』地下に、【相模国際湾港湾空港駅－秋谷岩舟地蔵駅－芦名県環境センター駅－平作駅－不入斗駅－どぶ板通り駅－泊町六号ドック駅－夏島沖駅－東京湾経由JR（君津駅、土気駅経由）茨城県鹿島港行き『リニア鉄道』車両基地兼駅】建設。</p> <p style="text-align: center;">駅からゴミ処理場への専用運搬道路確保。</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">三浦市宮川湾（Y軸18.15000～18.16000/10m幅）武山海兵団跡地、県立大楠高校先、長坂武山小銃射撃場（軍転法に基づき福祉施設に改造）敷地内、芦名産業廃棄物処理場、鷹取川河口間】の被相続団体防衛省が不法占有敷地（武山海兵団跡地・長坂室内小銃射撃場）内の2ヶ所からは地上からの出入口設計を。</p> <p>御幸浜敷地（一、二、三丁目）の被相続団体自衛隊員の『独身寮』は憲法九条99条・軍転法に基づき、47都道府県管理運営の『特別養護老人福祉』施設等に改造すること。</p> <p>長者ヶ崎（峯山高射砲跡地）先から、久留和川上流、消防局湘南国際村出張所先、尾形瀬川、前田川、前田川支流間の各河川流域の農地造成内、室内農道等国道134号使用しないゴミ運搬道路活用計画を。</p> <p>車両基地座標Y軸（18.60000～19.20000）600m×630m（X軸83.9700～84.60000）＝378.000m<sup>2</sup>。更に、車両基地地下に『小水力発電所群』地下に【超深度人造真空中内物流航路『城ヶ島から日本海』航路と『津久井浜沖金田湾から長野県』経由富山県接続航路】物流交流施設敷地兼用。（掘削岩盤等活用場所＝p6参照）</p>



## 意見に対する見解

### ■用地選定に関して

御意見の趣旨をはかりかねますが、施設の用地選定については、横須賀市の行政内部で候補地を検討し、平成 21 年度、横須賀全域からのアクセスもよく、広い土地があり、現在、減容固化施設がある横須賀市の長坂に決定しました。その後、地元の行政センター等での説明を行うとともに、市議会の審議を経て本事業を進めております。

意見書の番号	意見の概要
360 続き	<p>四、秋谷漁港沖合『大楠ふ頭』からの、海洋深層水淡水化水『住民用飲料水』を、ゴミ処理場と横浜横須賀道路パーキング間の『水道企業団』敷地への導水管と京浜工業地帯と築地市場への『海洋深層水』導水管路敷設『淡水化水生産後』の『濃縮食塩水』は市内設置されている『公共下水道』処理『浄化水』と混合して、小田和湾・東京湾に放流沿岸漁業環境の保全対策を。</p> <p>五、荻野川上流部の横須賀市長坂ゴミ埋立跡地の敷地地下に『芦名産業廃棄物最終処分場』跡地内地予建設の室内2段式農漁業施設とその地下に地産地消電力生産『小水力発電所群』施設建設を。ゴミ埋立地出入口の山科台住宅地は『鉄道事業者』が丘陵地帯の造成残土を『三浦市初声町入江』の矢作海岸の埋立（国道134号潮風アリーナ西側入江）時に、戦時中に『国と国鉄』が現在の県道26号線衣笠隋道経由、林交差点先の武山海兵団までの、国鉄延伸を約束建設した道路を使用して建設した団地です。</p> <p>衣笠城跡インターチェンジ出入口から林交差点間の県道26号線内の『土地所有者』と相続人全員の『土地（室内農園等）所有権』登記権利書の発行を県・市の連帯責任で発行を。</p> <p style="text-align: center;">地産地消燃料生産施設場所</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">横須賀市小田和川上流から、荻野川上流、松越川上流（Y軸17.70000線/X軸84.270000～83.05000間）の横浜横須賀道路間に西武鉄道責任で建設を。</p> <p>横須賀パーキングエリア内での、電気自動車・水素自動車使用の電気・水素充電等の販売事業。</p> <div style="text-align: center;"> <p style="text-align: center;">  ← : Y17.70000線。 560m x 1.05km敷地。</p> </div> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">横須賀・三浦市内の生活ゴミ焼却炉燃料（酸素・水素混合燃焼）生産</p>

意見に対する見解

意見書の番号	意見の概要
360 続き	<p>六、神奈川県三浦郡大楠町時代の公有水面埋立地（法律1921年制定）の『秋谷海岸前田川河口』と長坂2-6敷地内の『松越川・前耕地川』と長坂2-（2、3、4、5）敷地内の【大楠町所有の海(公有水面埋立地)】。個人所有地と地方自治体所有地を民間企業に大蔵省が『錯誤売却』した。『真正相続名義人回復』公正訂正登記しないまま、前田川河口では公共事業を続けて『パワハラ行政』をしてきた。</p> <p>沖縄県名護市辺野古への『米軍基地』建設のために、『被相続団体防衛省』が憲法九条99条に違反して、<u>国税の無駄遣いで、地方自治体の権利侵害を大楠地域内と『同じ間違い』を沖縄県で繰り返そうとしている。</u>辺野古の埋立予算230億円は『国連機関と連帯』し、島しょ、自治体間の海中物流航路建設して、島しょ自治体の恒久安定財源と70億人の食文化環境保全で東シナ海の和平物流（①沖縄本島北緯26度20分00秒線久米島経由で中国大陸と②先島諸島から台湾とフィリピン接続航路/与那国島発東経123度00分00秒線）<u>交流基地</u>建設費に転用することを国の関係機関に進言すること。</p> <p><u>大楠町と個人所有地を錯誤売却と防衛省不法占有賠償登記先について</u>  <u>横須賀市田浦港町と箱崎町(吾妻島)間の『掘割水路』兩岸と水路幅の全部所有権と『箱崎町(吾妻島)』全部所有権登記＝<u>権利者＝前田川河口秋谷2-226-4（三浦郡大楠町所有権名義＝真正地番＝秋谷2-189＝真正相続人新倉正義）と神奈川県、三浦市、横賀市との共有持分登記権利書の発行</u>と箱崎町東京湾側の公有水面埋立地敷地内に『戦争難民・自然災害』家族宿泊兼『難民家族』技術研修支援施設（池子米軍家族住宅のような豪華な施設）ではなく一般的高層住宅を。</u></p> <p>横須賀市長坂2-5敷地内『立教大学原子力研究所原発廃炉』跡地周辺の再開発については、地産地消電力等生産施設と『超深度人造真空中内物流』航路関連研究・実証施設と御幸浜4丁目（三浦郡大楠町所有地）の『軍転法』に基づく平和利用施設と『鹿島ふ頭』活用した『自衛隊員』の転職職場施設に転用すること。</p> <p>同様施設を横須賀市泊町六号ドック地下千メートル間に建設。（関連p6）</p>

意見に対する見解

意見書の番号	意見の概要
360 続き	<p>七、ゴミ処理場の燃焼『排気熱』の周辺室内2段式農漁業施設内にて活用について  <u>廃熱活用場所2ヶ所</u></p> <p>I 横須賀市長坂ゴミ埋立地敷地内地下2段式『室内農漁業』施設に接続。</p> <p>II 横須賀市芦名三丁目『芦名産業廃棄物最終処分場』地下の2段式『室内農漁業』施設に接続。</p> <p>ヒートポンプ方式で廃熱を施設外に取り出して熱水か熱風で各施設への地下接続導入して、『農漁業施設』内にて環境（温度）制御調整し、生物育成。</p> <p>室内農漁業施設『掘削残土』搬出先＝芦名産業廃棄物最終処分場『埋立用』と秋谷漁港沖合の『大楠ふ頭』と沿岸側の海底に『漁礁』兼『海底津波』減少用に博多湾の土塁状に、数列構築材料に使用。</p> <p>漁礁兼津波減少用掘削材料の『生産場所』三浦半島縦断地下鉄、大楠地域内の室内農漁業施設、小水力発電所、リニア鉄道、超深度人造真空中内物流航路施設等の掘削岩石使用。</p> <p>八、ゴミ処理燃焼灰の『放射線量』測定結果の全量検査データを公表し記録保管すること。日本の食糧自給率は40%以下で、諸外国からの『福島原発汚染水』の海洋流出が3年経過しようとしているが、収束のメドが未だに確立していない。また、更に、汚染水貯蔵タンクからの漏水事故を止める補償はない。原発事故後今日までに膨大な『放射性物質』が太平洋に流出した放射性物質が世界の海に拡散した。将来にわたり『食物連鎖』で諸外国の食料品に混入して、日本の食卓へ『還流』される危険が増大し最終的に『長坂横須賀ゴミ処理場』への還流が考えられる。</p> <p><u>国と電力会社責任で日本全国のゴミ処理焼却場施設に『放射線量』測定装置を設置させること。</u></p>

## 意見に対する見解

### ■ 焼却灰中の放射線量の公表について

南処理工場では焼却灰の放射能濃度を平成23年6月30日に、周辺環境（6か所）の空間放射線量率を6月29日に測定を行い、7月1日に結果を公表しました。その後、現在までおおよそ月1回の頻度で測定を行い、結果を公表しています。その結果、焼却灰の放射能濃度は放射性物質を含む廃棄物の埋め立て基準以下であり、施設周辺の空間放射線率も横須賀市内のモニタリングポストと同等の値となっております。

平成24年1月1日に完全施行された放射性物質汚染対処特措法では、南処理工場に放射性物質に関する測定の義務はありませんが、現在も自主的な取り組みとして測定を行い、結果を公表しております。本施設においても放射性物質に関する測定を継続し、公表を行います。

意見書の番号	意見の概要
360 続き	<p>九、神奈川県三浦郡大楠町（横須賀市秋谷2-5-15南側と長坂2-2、3、4、5）の前田川河口『海』&amp;前耕地川河口『海』各公有水面埋立。秋谷は昭和39年まで、学校用地として、長坂は戦後米軍が『朝鮮戦争』後日本に返還まで、占領して敷地の『付け替え』管理『海水面』を、米国海軍横須賀基地内の12号・13号ふ頭海域（横須賀市楠ヶ浦と泊町間）の『公有水面』全部敷地内の水面海域管理権を【神奈川県・三浦市・横須賀市・新倉正義】の共同海域使用权を設定すること。安保条約第10条で日米安保条約廃棄『通告』するば、1年後に米軍基地は『日本』からなくなります。日本周辺海域の米国海軍『原子力艦船(潜水艦)』からの海洋放射能汚染と米国第七空母艦隊が安保の『極東』条項違反、中近東までの『侵略』戦争出撃基地として、他国の非戦闘員家族を殺害して、『難民家族』を大量に生産してきた責任は日本政府にもあります。また『難民家族』救済義務と日本近海の魚介類等の『食の安全安心』環境保全する義務が行政にあります。特に横須賀市は『軍転法』適用の指定都市です。空母艦載機の爆音で横田・厚木住民被害。</p> <p>秋谷海岸沖合からの『海洋深層水』使用して12号・13号封鎖海域内での栽培漁業と『12号ふ頭平面』と米軍空母艦隊停泊接岸『岸壁』付属海面使用しての、海水淡水化水『循環水貯蔵型の小水力発電所』生産電力活用しての、12号・13号ふ頭封鎖海域内の管理型栽培漁業使用の地産地消費電力生産施設を、文部科学省と財務省（旧大蔵省）の連帯行政責任で建設させること。福島原発被害『難民家族』救済関連『生業』事業対策推進すること。</p> <p>十、神奈川県横須賀市泊町六号ドック（Y軸15.00000X軸78.50000中心点）半径300m地下千メートル間の『超深度人造真空中内物流』航路関連施設『島根県内の広島市役所前交差点』東経度線と六号ドック北緯度線『交点間船体航路』掘削岩盤活用場所＝千葉県沖合からの日本海溝の海洋側と陸地側に中国の万里の長城形式の海底地震津波減少施設を構築して、東南海巨大地震防災対策を国連機関と共同で、地産地消生産電力を活用しての『生活環境保全』行政を県民・市民の立場ですすめてください。</p>



意見に対する見解

意見書の番号	意見の概要
361	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="304 286 595 320">● 位置又は実施区域</li> </ul> <p data-bbox="357 331 1414 488">横須賀ごみ処理施設の対象事業予定地は横須賀市長坂5丁目であり、環境への影響は横須賀市内にとどまりません。環境アセス地図でも明らかのように事業の周知範囲3kmの範囲に葉山町、逗子市の一部が含まれます。この事業は横須賀市単独で事業実施を決定できるものではありません。</p> <p data-bbox="357 499 1414 656">しかし、横須賀市は事業の周知範囲に住まわれる葉山町、逗子市の住民の方々に対して、何の事前相談や説明を行わずに「寝耳に水」の状態、いきなり環境アセスの説明会を開催しています。長坂周辺地区でも同様に大半の住民が寝耳に水状態で、ごみ焼却場の建設を環境アセスの説明会で知らされています。</p> <p data-bbox="357 712 1414 1081">経過は、昨年12月1日に「環境アセス説明会の知らせ」を各家庭に配布、師走と言われるほど忙しい12月の11日・15日・17日に説明会を設定。その時間は市の説明に1時間、住民からの質疑応答に1時間の「計2時間で打ち切り」という極めて短時間の説明会です。以上の経過を冷静に見れば、地元住民の意向を全く無視した暴政であり、あまりにもひどいやり方と言えます。横須賀市のすすめ方は、環境基本法、環境アセスメント制度の精神を踏みにじる行為です。十分な住民説明と徹底した質疑応答を経て、改めて住民の賛否を問う「住民投票」か「意向調査」を行うべきです。主権市長・公務員ではなく主権住民の正しい民主主義のすすめ方が何よりも求められています。</p> <p data-bbox="357 1137 1414 1384">対象事業の周知3kmのほんのわずかに外に「葉山の御用邸」があります。ごみ焼却炉の排ガスは3kmにとどまることは決してありません。天皇陛下がおいでになる葉山の御用邸にも有害物質が今以上に降下するなど確実に環境悪化をもたらします。一度、ごみ焼却場が稼働すればその周辺は何十年と環境悪化が続きます。免疫力が低い子供や高齢者の方には特に深刻な健康被害をもたらす危険性が年を追うごとに高くなります。</p> <p data-bbox="357 1395 1414 1597">しかし、今回の環境アセスでは、葉山の御用邸への影響は一切触れられていません。環境アセスを実施した日本気象協会、横須賀市は環境影響評価の中では「葉山御用邸への影響」を一切調査せず、環境影響評価を全く行っていません。葉山御用邸の存在を考慮すれば、横須賀市長坂5丁目のごみ焼却場建設を中止し、事業計画を変更すべきです。</p>

## 意見に対する見解

### ■ 予測評価書案に関するありかたについて

横須賀市では実施計画書を神奈川県知事に提出した際には、平成 23 年 11 月に「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価実施計画書の内容についてのお知らせ」（以下、「実施計画書のお知らせ」）を作成し、周知を図る必要がある地域内に所在する一般家庭に対して各戸配布いたしました。また、地域内に所在する事務所、もしくは事業場をお持ちの事業者、又は法人その他の団体各位に対し、従業員並びに従事者の方に回覧・掲示等で、「実施計画書のお知らせ」の周知を要請いたしました。

さらに予測評価書案の提出の際には、平成 25 年 11 月に「横須賀ごみ処理施設環境影響予測評価書案の内容及び説明会の開催についてのお知らせ」（以下、「予測評価書案のお知らせ」）を作成し、「実施計画書のお知らせ」と同様に、各戸配布と周知の要請をいたしました。

また、予測評価書案につきましては、横須賀市のホームページ上でも内容が確認できるようにしており、その旨を「予測評価書案のお知らせ」に記載しております。

なお、周知を図る必要がある地域の設定については「神奈川県環境影響評価条例の規定により事業者が実施計画書及び予測評価書案又は条例方法書及び条例準備書の内容について周知を図る必要がある地域を定めるに当たり従うべき基準」（昭和 56 年 6 月 1 日 神奈川県告示第 489 号）に基づき行いました。

なお、今後、地元に対する説明会等においても、分かりやすい説明をするよう最善を尽くしていきたいと考えております。

### ■ 葉山御用邸への煙突排ガスの影響について

本施設の煙突排ガスによる周辺への影響の年平均値予測を行った結果では、煙突排ガスの影響が最も大きい地点（最大着地濃度地点）は実施区域から南南西に約 1,900m となっております。最大着地濃度地点においても、煙突排ガスの寄与濃度（浮遊粒子状物質濃度： $0.000034\text{mg}/\text{m}^3$ ）は現在の環境濃度（浮遊粒子状物質濃度： $0.020\text{mg}/\text{m}^3$ ）に対して寄与率が 0.2% となっております。

浮遊粒子状物質について、煙突排ガスの寄与と現在の環境濃度とを足し合わせ環境基準の年平均値と比較すると、環境濃度の予測結果は  $0.048\text{mg}/\text{m}^3$  であり、環境基準値（ $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ ）を下回っております。また、その他の調査物質についても予測結果は環境基準値等を下回っております。

葉山御用邸は本施設から約 5.7km の距離に位置し、煙突排ガスの拡散がすすむため、煙突排ガスによる影響はさらに小さくなると考えられます。よって、本施設の煙突排ガスによる葉山御用邸を含めた周辺地域の生活環境に与える影響は小さいと考えております。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>1 位置又は実施区域に関して</p> <p>1) 公明正大な情報公開、住民参加のもとに施設建設候補地選定のやり直しを。ごみ処理施設を作る場所選定が密室の談義で行われています。事業の周知範囲に住む住民には施設建設の候補地、施設内容など内容を一切知らせずに長坂5丁目に決定されたのは、住民参加・環境アセスを義務付ける環境基本法の精神に反した行為だと思いますので、再度、公明正大な情報公開、住民参加のもとに候補地選定のやり直しを行うようにお願いします。</p> <p>2) 公明正大な情報公開、住民参加のもとに施設建設候補地選定のやり直しを。ごみ処理施設の候補地選定に関して具体的な候補名やそれぞれの長所短所など評価内容が地元住民に一切知らされていません。一部の町内会役員などの方が、住民の承諾を得ずに、地元住民の代表として参加されたのでしょうか？</p> <p>これらの方は地元町内会を代表されているように見えますが、町内会を構成する会員は、ごみ処理施設の選定内容など一切、知らされずに、会員として内容に対する賛成反対などは全く問われていません。地元住民1人1人の意見を無視した今回の横須賀市のごみ処理施設事業のすすめ方は民主主義の原則を踏みにじるものであり、環境基本法の精神に反する行為ではないでしょうか？</p> <p>ごみ処理施設の建設候補地選定に関して、事業の周知範囲に住む住民（葉山町、逗子市を含めて）に環境アセスのお知らせを個別に配布されたのと同じように、場所選定内容の情報を個別に配布され、改めて賛否を問うようにお願いします。民主主義とは何か、地方自治とは何か、が改めて問われていると思います。</p>

## 意見に対する見解

### ■建設候補地の選定やり直し、選定内容の情報の個別配布について

建設候補地の選定については、横須賀市の行政内部で検討し平成 21 年度に決定しました。その後、経済性、利便性等を含め、地元自治会へ選定についての説明を行っており、市議会での審議も行っております。

横須賀市では、本事業を、一般廃棄物を適正に処理していくための重要な事業として位置づけ、今後も計画を進めていきます。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>2 規模、実施方法、その他の内容</p> <p>1) 処理規模の設定に問題があるので処理規模の再検討をお願いします。</p> <p>焼却施設の規模は約360t/日と非常に大きなものであり焼却施設の建設コストが数百億円と非常に高額になっています、このような過大な設備は「税金の無駄遣いの典型」と考えます。</p> <p>横須賀市は既に1000億円を超える借金があると聞いています。これに数百億円もかけてごみ焼却施設を建設するのは自己破産を早め、自滅の道を進むのと同じです。北海道の夕張市の例を見ればわかるように、「次の若者世代を借金地獄に追い込み、福祉レベルの低下から切り捨てへ」と実に悲惨な未来を横須賀市民に与えるのではないかと大変心配しています。このような市に明るい未来はないと思えます。</p> <p>(1)現状のごみ焼却規模よりもあまりにも大きな施設です。規模縮小を。</p> <p>横須賀市のごみ焼却施設の現状は200t/日×3炉です。これに対して360t/日あまりにも大きな施設です。ごみの広域処理は、鎌倉市、逗子市、葉山町が参加を拒否し、三浦市のみが参加しています。現在、既に広域処理を実施し、三浦市のごみを引き受け処理していると聞いています。この結果を見れば200t/日でも余裕があることが証明済みです。それにもかかわらず、数百億円という気が遠くなるような税金を使って、このような過大な設備を作ろうとする横須賀市長、それを承認する市議会、関連審議会の常識を疑わざるを得ません。他にはるかに安くできるごみ焼却方法が実施されている市もあると聞いています。</p>

## 意見に対する見解

### ■ 処理規模の再検討、ごみ排出量の削減について

現有施設は昭和 58 年の設置以来 30 年以上経過し老朽化が進んでいるため、施設の建替えが必要となっております。

平成 31 年度の稼働を予定する本施設は、横須賀市と三浦市の一般廃棄物を処理する施設です。処理規模は、廃棄物焼却施設として 360t/日进行处理する 120t/日の 3 炉構成の計画で、現状施設（600t/日）より小規模なものとなります。

両市とも人口が減少しており、稼働時における推計人口や今後のごみの減量施策等を勘案して処理規模を計画しました。維持費用も含め、過大な施設とならないよう配慮しています。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>(2) ごみ広域処理参加の横須賀市、三浦市は人口減少地域です。規模縮小を。</p> <p>ごみ広域処理に参加する横須賀市、三浦市は既に人口が減少しています。現状のごみの排出量はさらに減っていきます。横須賀市では関東自動車工業・ビクターなど大きな工場の撤退、日産の追浜工場の生産ラインの停止や老舗のデパートの縮小などが横須賀市では空洞化が続いています。ごみ排出量は減る一方です。それなのに大規模なごみ焼却施設を作るのは常軌を逸し、正常な判断力を失っているのではとさえ思います。</p> <p>まず、横須賀市の人口減少に歯止めをかける、横須賀市で働く場所を拡大し、人口が増加する計画を市民に提示したうえで、ごみ焼却場の規模を決定すべきです。少なくともごみ焼却規模の大小とその「建設維持にかかるお金の多い少ない」を規模別に市民に明示し、選択してもらうべきです。</p> <p>(3) アメリカ並みに1人当たりのごみ排出量を減らすことを先に。</p> <p>ごみ焼却能力の決定は、現在、1人当たりどれくらいごみを出しているか、その量を明確にし、このごみ排出量がこれから減らせるかどうか、市民のごみ処理モラルの向上にかかっています。欧米先進国の1人当たりのごみ排出量は日本の1/3位で非常に少ななものとなっています。</p> <p>このことから1人当たりのごみ排出量をアメリカと同じくらいに持つていくことが何よりも大切だと思います。そうすれば、ごみ処理の規模は計画の360t/日ではなく、1/3の120t/日の規模でよいことになります。建設費も大幅に減らすことができ、維持費も大きく減ります。税金の無駄遣いがなくなります。ごみ処理は1人当たりのごみ排出量を減らすことを先に行い、それからごみ処理規模を決めることが必須だと思います。</p> <p>市民のごみモラルを高めることから先に行い、ごみ処理建設は先送りすべきと考えます。それでなければ、過大な処理能力のごみ焼却炉に大金をかけて建設し、維持するという愚かな結果になるのが目に見えています。それでいて1人当たりのごみ処理量を減らす運動は全く進まない、逆にどんどん捨てて燃やせばよい、など以上に、ごみモラルが低下すると思われる。</p>



## 意見に対する見解

### ■ごみの広域処理について

横須賀市及び三浦市は、焼却施設や最終処分場の確保、新たな資源化施設の整備など、「循環型社会」の形成に向けた対応が求められています。しかし、施設用地の確保難や財政上の理由等から、単独でごみ処理問題を解決することがきわめて困難な状況にあります。国においては、ダイオキシン類の削減や施設整備費の縮減などの観点から、市町村に対し、ごみ処理施設の集約化などにより、ごみを広域的に処理することを求めています。また、神奈川県は、神奈川県廃棄物処理計画において、市町村にごみ処理の広域化を促しています。

このような状況から、2市は協力してごみ処理に取り組む広域化を推進することとしました。また、両市とも人口が減少しており、稼働時における推計人口や今後のごみの減量施策等を勘案して処理規模を計画しました。維持費用も含め、過大な施設とならないよう配慮しています。

### ■一人当たりのごみ排出量の減量化について

横須賀市では、「ごみと資源物の分別について（ごみと資源物の分け方・出し方等）」「横須賀市のごみ処理の現状（ごみ処理の流れ、ごみ量と処理経費等）」等のテーマについて、職員が直接住民の所に伺って話をする「ごみトーク」を行うなど、啓発活動に力を入れています。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>2. 規模、実施方法、その他の内容</p> <p>1) 横須賀市は新施設の処理方式に沿った公明正大な入札の実行を。</p> <p>「横須賀ごみ処理施設建設事業 環境予測評価案のあらまし」で示された処理方式は、焼却施設は「全量焼却方式」となっています。しかし、この環境アセスの焼却施設の処理方式に条件を付け、その条件が入札条件となっています。</p> <p>これは競争入札と言いながら、事前に施設建設業者を指定しているようなもので、市民に、「横須賀市は談合による業者選定を行っているのではないか」との疑いを抱かせる危険性が非常に高い行為と考えられます。</p> <p>環境アセスにある焼却方式の横須賀市の指定を解除すべきです。この「横須賀ごみ処理施設建設事業 環境予測評価案のあらまし」に明示したように「新施設の処理規模及び処理方式」で示した条件での公明正大な入札方式に改めるように求めます。</p> <p>2) 環境アセスで示したごみ焼却炉の入札条件で堅型ストーカ式焼却炉（バッチカル炉）を排除しているのはなぜか、実績ある最高の燃焼方式が入札参加できるように処理方式の入札条件設定を。</p> <p>横須賀市の環境アセスの記述では、全量焼却方式を指定し、しかもその方式をストーカ方式の3方式に限定しています。その中に堅型ストーカ式燃焼炉（バッチカル炉）を排除しています。調べてみると、環境に対して最も影響が少ない方式としてバッチカル炉が世界最高水準の焼却炉として国内外で採用されています。この方式を除外するのはなぜか、環境保護視点から処理方式の入札条件は、ストーカ方式に限定すべきではないと考えます。環境保護の視点からも環境保護に反する行為となります。ストーカ方式の3方式という入札条件を外して入札されることを求めます。</p>

## 意見に対する見解

### ■焼却処理方式の設定見直し、公明正大な入札の実施について

本施設の運営維持管理については、適正な管理が実施できるよう市職員による直営方式を計画しています。処理方式についても、現状と同じ方式を採用することにより円滑な施設の運営が可能と考えています。また、全国の自治体においてもこの処理方式を採用している事例が多く実績があります。

処理方式等を含めた施設の設計に関わる発注仕様書の作成については、外部の専門家を含めて検討会を行っており、公正な入札が実施できると考えています。この処理方式の条件での入札実施については、業者を指定するものではないと考えており、不適正な入札は防止できると考えています。

なお、竪型ストーカ式焼却炉（バーチカル炉）については、ストーカ炉の一種であり現在入札条件から除外されるものではありません。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>2. 規模、実施方法、その他の内容</p> <p>1) 横須賀市は新施設の処理方式の再検討を。</p> <p>「横須賀ごみ処理施設建設事業 環境予測評価案のあらまし」で示された処理方式は、焼却施設は「全量焼却方式」となっています。しかし、全量焼却方式は「すべてを燃やすことで大量の有毒物質を排出する」こととなります。</p> <p>新潟県長岡市では生ごみバイオガス発電センターを既に稼働し、生ごみを処理しています。処理能力は1日あたり約65トン、発電能力は約1万2300kw時で稼働し、国内外から注目されているとのこと。</p> <p>しかも建設費の総額は、わずか47億円で済み、横須賀市の数百億円の建設費と比べれば雲泥の差で、非常に低額の建設費で済んでいます。このように国内で既に実績を持っているにもかかわらず、横須賀市が処理方式で長岡市方式を排除して、全量焼却方式を採用する理由が分かりません。このような処理方式の選択理由など地元住民には一切知らされていません。改めて処理方式の再検討を求め、長所短所の比較分析表の個別家庭配布を求めます。</p> <p>2) 全量焼却方式の再検討を。</p> <p>全量焼却方式はごみ焼却の中で様々な化学反応を起こして人間がコントロールできるものではありません。原発の事故と同じです。持ち込まれるごみにより、どのような有毒物質が発生するか全く予測できないものです。かつての人が死ぬような猛毒性を持つダイオキシンなどが知らないうちに大量発生してしまいます。非常に危険なPM2.5も削減されず煙突から放出されます。</p> <p>欧米では、ごみの全量燃焼方式は非常識なやり方、あまりにも危険性が高いごみ処理方式と言われていると聞きます。環境保護の視点から改めて処理方式の再検討を求めます。</p>

## 意見に対する見解

### ■ 処理方式の見直しについて

ごみ処理施設の方向性については、平成 22 年度において学識経験者による「横須賀市新ごみ処理施設整備検討委員会」を設置し、処理方式等の検討を行いました。

この検討会では、ごみ処理施設の整備に当たって、バイオガス化と全量焼却処理について、経済性、安定性、環境への配慮等の総合評価を行い、各委員全てから全量焼却方式が有意であるとの結果を得ました。

この検討委員会の検討結果から、全量焼却方式を決定しています。

また、全量焼却方式における機種選定についても、運営方式を含め、熔融方式や流動床方式との機種選定の比較検討も実施しています。

### ■ 全量焼却方式について

横須賀市では、本事業における不燃ごみ等選別施設及び焼却施設のほかに、容器包装廃棄物を中心とする再資源化のための中間処理施設であるリサイクルプラザ“アイクル”にて、引き続き、缶・びん・ペットボトル、容器包装プラスチックなどの資源化を行っていきます。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>1. 今回の環境アセスメントは「時代遅れの欠陥だらけのやり方」ではないかと思えます。欠陥を補った環境を守る真の環境アセスメントを求めます。</p> <p>1) これから極めて深刻になる大気汚染「PM2.5汚染」への環境影響分析が欠落しています。PM2.5の環境影響評価を求めます。</p> <p>今回の横須賀市の環境アセスメント説明会で「ごみ焼却場の排ガスに含まれるPM2.5は削減されず、そのまま煙突から排出される」と市から回答されました。環境アセスメントを行った日本気象協会も「神奈川県環境アセスメントには「PM2.5」の項目がなく、PM2.5の大気汚染の影響は調べていない」と明言されました。実態が分からなければ安全とは言えず極めて危険な状態です。</p> <p>更に中国からのPM2.5の飛来が急増、日本にも影響し、大気汚染がさらに激化し、健康被害の増加が予測されます。これからの環境汚染防止を行う上で最も重要なPM2.5の項目が横須賀市の環境アセスメントでは行われていません。</p> <p>2) ごみ焼却炉による放射能濃縮の環境への影響が全く評価されていません。</p> <p>東日本大震災で原発事故が起こり膨大な放射能拡散・漏出が発生しました。ごみ焼却場で放射能濃度濃縮が起こり、各地で大問題を発生しています。</p> <p>放射能汚染に関して、何もせずにごみ焼却排ガスや焼却灰を放出すると極めて危険な状態になります。しかし今回の環境アセスメントでは「放射能濃縮汚染」三浦半島の実態が全く調べられていません。放射線線量変化も予測されていません。ごみ焼却場の放射能濃縮にも全く触れられていません。環境を保護する視点から、これらのごみ焼却場の建設に最も重要な視点が今回の環境アセスメントには欠落しています。これらの視点を入れた環境アセスをお願いします。</p>

## 意見に対する見解

### ■PM2.5について

環境省は平成21年9月に微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を定めました。その際に、課題として、微小粒子状物質やその原因物質の排出状況の把握及び排出インベントリの作成、大気中の挙動や二次生成機構の解明等、科学的知見の集積に取り組むこと、より効果的な対策を検討することが示されたところです。従って、現段階では微小粒子状物質（PM2.5）に関する予測・評価の実施は困難な状況にあり、実施計画書でも評価項目として選定されておられません。

また、PM2.5の一次粒子を含むばいじん及びPM2.5の二次生成粒子の原因物質である硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素の排出については現有の南処理工場よりも厳しい計画目標値を設定しており、環境への影響を低減する対策として最新の設備を導入するため、本施設の煙突排ガスによるPM2.5の環境への影響は小さいと考えております。

なお、PM2.5については平成25年より西行政センターを含む横須賀市内の4か所にてモニタリングを開始しており、今後もモニタリングが実施されます。

### ■放射性物質について

本施設は、一般家庭からの廃棄物を処理する施設であり、産業廃棄物や放射性物質に汚染されたとがれきの処理は行わないため、放射性物質を排出する可能性は少ないと考えております。

また、焼却施設内での放射性セシウムは高温で燃やされ、多くは揮発、もしくは液滴となって排ガスへ移動します。排ガスに移動した放射性セシウムは、主に塩化セシウムとして、ばいじんに付着すると考えられます。ばいじんはバグフィルタによって99.9%捕捉されるため、これまでの調査でバグフィルタを備えた焼却炉の煙突出口において煙突排ガスを測定した結果、放射性セシウムが検出されたことはありません。

南処理工場では焼却灰の放射能濃度を平成23年6月30日に、周辺環境（6か所）の空間放射線量率を6月29日に測定を行い、7月1日に結果を公表しました。その後、現在までおおよそ月1回の頻度で測定を行い、結果を公表しています。その結果、焼却灰の放射能濃度は放射性物質を含む廃棄物の埋め立て基準以下であり、施設周辺の空間放射線率も横須賀市内のモニタリングポストと同等の値となっております。

平成24年1月1日に完全施行された放射性物質汚染対処特措法では、南処理工場に放射性物質に関する測定の義務はありませんが、現在も自主的な取り組みとして測定を行い、結果を公表しております。本施設においても放射性物質に関する測定を継続し、公表を行います。

なお、横須賀市内には18基のモニタリングポストが設置されており、空間の放射線量を常時監視し、問題のないことが確認されております。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>1. 東京のごみ焼却場で起きた水銀汚染による稼働停止などを常に監視する「重金属放出汚染」が今回調べられていません。対策の要となる排ガスモニタリングが全く盛り込まれていません。重金属の環境影響予測をお願いします。</p> <p>2. 建設予定地で守るべき基準として定められた環境基準を満たしていない「騒音」項目があるにも関わらず、ごみ焼却場の建設を進めるのはおかしな結論の出し方です。騒音を環境基準値以下にすることが最優先です。環境保護条例の精神に反するので、環境影響評価のやり直しを求めます。</p>



## 意見に対する見解

### ■重金属類について

煙突排ガス中の重金属類については、分別が進んだことにより家庭等から出る燃せるごみの中に混入が少ないことや、燃焼において炉内で気化した重金属類も冷却塔で冷やされ固化することで、ばいじん等とともにバグフィルタで回収されるため、煙突排ガス中にはほとんど含まれません。なお、現有の南処理工場の煙道出口において、ばいじん中の重金属（鉛、カドミウム、マンガン、亜鉛）及び総水銀を測定した平成 25 年度の結果では、ばいじん中の重金属類はすべて定量下限値未満、総水銀は東京都の自己規制値を下回る値となっております。

以上より、煙突排ガス中の重金属類については将来も現状と同様の廃棄物収集区分であること、現有施設における煙突排ガスの測定結果を見ても問題ないことから評価項目として選定しておりません。

なお、重金属類については今後も南処理工場と同様に、定期的に測定を実施し、数値を確認いたします。

### ■環境基準を超えた地点の道路交通騒音について

現地調査の結果、道路交通騒音は、関係車両が走行する昼間（6時～22時）について、平作地点（坂本芦名線）、芦名地点（国道134号）の2地点において環境基準値を超えていました。

本事業の関係車両の走行に伴う道路交通騒音を低減するため、以下の環境保全対策を講じることとしています。

- ・可燃ごみ収集工程の調整により、可燃ごみ収集車両が短時間に集中しないよう計画的な時間配分に努める。
- ・定常稼働時及び定期点検時の関係者の通勤においては、乗り合い等により通勤車両台数を低減する。
- ・急発進・急加速の禁止及び車両停止時のアイドリングストップにより、発生騒音の低減に努める。

対象事業における関係車両の交通量は、供用開始後（既設道路改修前）において、平作地点で490台/日（往復）、芦名地点で35台/日（往復）であり、この交通量による騒音レベルでの増加分は、平作地点で0.8デシベル、芦名地点で0.1デシベルと、1デシベル未満となっております。

以上から、環境保全対策を実施することにより、関係車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は実行可能な範囲で低減され、環境の保全等についての配慮が適正になされていると考えております。

意見書の番号	意見の概要
361 続き	<p>3. 環境基準の全項目が現在の建設地域の環境を悪化させるにも関わらず、「影響が小さい」と評価している今回の環境アセスメントの結果は環境保護条例の精神に反するのではないのでしょうか？</p> <p>1) 「健康被害」の定量的な数値を示さずに環境基準内で影響が小さいと判定するのはなぜですか？</p> <p>2) すべての項目がごみ焼却場の建設により今の環境が汚染され悪化します。これら一つ一つの環境悪化は小さくても複合した場合の環境評価がなされていません。複合汚染が最も怖いので評価をお願いします。</p> <p>4. 蓄積汚染が考慮されていないので蓄積汚染の環境評価をお願いします。</p> <p>1) 現状の「濃度規制」では環境は守れません。本来の環境保護は「総量規制」が正しいので正しいやり方を行ってください。</p> <p>2) 蓄積汚染の実態調査を行うべきなので実態調査をお願いします。 毎年、汚染物質が排出され続ける。環境基準内であっても降り積もり、濃縮して台地、水、空気を汚染していく。このような何十年にもわたる汚染物質の蓄積、その結果もたらされる健康被害に関してどう考えるのかが全く示されていません。この蓄積汚染による健康被害について再調査をお願いします。</p>

## 意見に対する見解

### ■環境基準値について

環境影響評価において、環境基準値の設定がある項目については環境基準値と比較し、評価を行っております。

環境基準は、人の健康の保護及び生活環境の保全のうえで維持されることが望ましい基準として、大気、水、土壌、騒音をどの程度に保つかという施策の目標を定めたものです。よって、人の健康については、環境基準値との比較によって評価できるものと考えています。

### ■複合汚染について

複数の汚染物質が相乗的な汚染結果をもたらすという複合汚染に関する環境影響の予測・評価については、環境省の廃棄物処理施設生活環境影響調査指針等にも示されておらず、通常、清掃工場の環境影響評価においても予測・評価を行っておりません。

本事業の環境影響評価における調査、予測及び評価について、複合汚染は対象としておりませんが、審査会で審査の上、検討された実施計画書の評価項目における各汚染物質等を対象に実施しているため、環境影響についての十分な予測・評価がなされていると考えます。

### ■蓄積汚染について

煙突排ガスによる土壌への蓄積の影響として、予測評価書案では土壌汚染におけるダイオキシン類を対象として予測・評価を行っております。

現在の大気中におけるダイオキシン類濃度と土壌中のダイオキシン類濃度について、荻野小学校、大楠小学校、池上市民プラザ及び山科台公園にて調査を行っております。その結果、大気中のダイオキシン類濃度の年平均値は  $0.017 \sim 0.027 \text{ pg-TEQ/m}^3$  であり環境基準値 ( $0.6 \text{ pg-TEQ/m}^3$ ) を下回る値となっています。また、土壌中のダイオキシン類濃度は  $0.0022 \sim 4.9 \text{ pg-TEQ/g}$  であり、土壌中のダイオキシン類濃度は環境基準値 ( $1,000 \text{ pg-TEQ/g}$ ) を下回る値となっています。

予測によって得られた煙突排ガスによるダイオキシン類の年平均値の最大着地濃度は  $0.000035 \text{ pg-TEQ/m}^3$  であり、現在の環境濃度と比べて十分小さい値となっているため、土壌中のダイオキシン類濃度に対する煙突排ガスによる蓄積の影響は小さいと考えております。